
令和元年大和町議会 9月定例会議会議録

令和元年9月3日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	欠員	18番	馬場久雄君

出席議員（16名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 修 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長 兼農業委員会事務局長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	文 屋 隆 義 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	総 務 課 危機対策室長	蜂 谷 祐 士 君
子育て支 援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
福 祉 課 長	吉 川 裕 幸 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議事庶務係長	本 木 祐 二
主 任	渡 邊 直 人		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

まだ定刻前ではありますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから令和元年大和町議会9月定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番門間浩宇君及び7番渡辺良雄君を指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会議の議会期間は、本日から9月18日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議会期間は本日から9月18日までの16日間に決定しました。

「諸般の報告」

議 長 (馬場久雄君)

諸般の報告を行います。

休会中、9番浅野俊彦議員から令和元年8月27日付で、令和元年9月1日をもって

議員を辞職したいとの辞職願の提出があり、同日の8月27日に許可しましたので報告いたします。したがって、現在の議員数は16名です。

浅野俊彦君の議員辞職に伴い、社会文教常任委員長はさきの委員会での互選の結果、藤巻博史君が選任されましたので報告いたします。

その他の報告事項は議員のお手元に配付のとおりです。ご了承ください。

「行政報告」

議 長 （馬場久雄君）

ここで、町長より行政報告があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

大和町議会9月定例会議に当たりまして行政報告を申し上げたいと思います。

本日ここに、令和元年大和町議会9月定例会議の再開に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、立地企業の動向についてでございますが、プライムアースEVエナジー株式会社では、平成29年8月に着工されました第4工場が完成し、8月からハイブリッド車用リチウムイオン電池の生産が開始されております。また、平成30年9月に着工されました第5工場につきましても工場建屋は完成し、現在は生産設備工事が進められておりまして、生産開始は来年に予定されているとのことでございます。

また、6月に第一仙台北部中核工業団地内の株式会社鐘崎の工場跡地を、トヨタ関連の自動車運送事業者であります司企業株式会社、本社は愛知県豊田市でございますが、この会社が取得されております。具体的な用途は未定でございますが、大衡村にあります同社仙台営業所の業務拡張に対応するための取得と伺っております。

次に、2月随時会議におきまして、町有財産、宮床財産区有財産の処分についての決議をいただいております、大和リサーチパーク北、岩倉地区でございますが、北土地造成工事の進捗につきましてご報告申し上げます。

事業主体であります宮城県土地開発公社では、5月から事業区域内の立木伐採業務が着手されているところでありますが、造成工事につきましては7月に開札が行われ、施工業者が決定したところであり、9月から造成工事に着手する予定となっております。この造成による約11.1ヘクタールの工事用地につきましては、昨年9月に東京エレクトロン株式会社、宮城県及び大和町との三者で、用地取得協定を締結いたしてお

り、造成事業が完了する令和3年3月には、同社へ引き渡される予定となっているところでございます。

次に、8月4日に開催されました第25回まほろば夏まつりは、夏まつりにふさわしい暑さの中での開催となりました。祭りのメインである「まほろば夢花火」の直前に福島県沖を震源とする地震が発生し、野外ステージを一時中断する状況となりましたが、災害時の緊急対応マニュアルに沿って、地震の震度や会場内の被害状況を確認した上で夏まつりの継続を決定して、予定どおり花火を打ち上げることができました。ボランティアスタッフを初め各般にわたりご支援、ご協力をいただきました関係各位に感謝を申し上げます。

水稻につきましては、穂ぞろえ期が平年より3日早い8月7日となっておりますが、8月30日に東北農政局から本年産水稻の8月15日現在の作柄概況につきまして、宮城県の全域で「やや良」（作況指数102から105）との発表がありました。梅雨明けは、平年より5日、昨年より16日遅い7月30日でした。梅雨の期間中には、気象台から日照不足と低温に関する気象情報が発表され心配いたしましたでしたが、梅雨明けからは猛暑となりました。また、お盆にかけて西日本に上陸した台風10号以降は曇天が多くなっており、今後、刈り取り始期までに天候が順調に推移して、収穫の秋が迎えられよう願っているところでございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、認定第1号から第12号までの平成30年度各種会計決算であります。平成30年度予算は、大和町第4次総合計画（改訂版）及び大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本としたまちづくりを目指した予算編成を行いました。編成に当たりましては、地方財政計画の内容を踏まえ、国の取り組みと歩調を合わせながら、さらには大和町の現状を踏まえて、3カ年度の中期財政見通しとして、町税、地方交付税を基幹とした歳入と性質別の歳出の見通しを作成した上で、骨格となるべき主要事業は全て1件ごとに事業効果や実施の適否、予算規模の検証を行って編成し、その執行を行ったところであります。その結果、水道事業会計を除く各種会計の最終予算は、当初予算158億3,643万円に、15億4,749万円の追加補正並びに平成29年度からの繰越額1億5,026万円を加えた175億3,418万円となり、平成31年度（令和元年度）へ繰り越しをいたしました9億5,797万円を減じた165億7,621万円が決算対象額となるものであります。最終予算に対する収入済み及び支出済み比率は、収入が101.3%、支出が92.8%となりました。

また、一般会計を見ますと、歳入決算額は117億1,644万円、対前年比は101.8%であります。対する歳出決算額は103億4,614万円、対前年比100.6%となり、差し引き額は13億7,031万円となりました。さらに繰越事業への繰越財源は7億6,803万円であり、実質収支額は6億227万円、対前年比は54.0%となり、うち3億1,000万円を財政調整基金へ繰り入れすることとしております。

歳入の主なものを見ますと、歳入の中核であります町税収入は、法人の業績向上による法人町民税の大幅な増加により、全体では67億4,467万円、対前年度比116.2%と、初めて60億円台を超えて、2年連続で過去最高の収納額になりました。

また、地方交付税は、普通交付税が町制施行後初めての不交付となり、特別交付税が1億8,858万円、対前年度比116.9%、震災復興特別交付税が4億4,086万円、対前年比46.4%で、合計6億2,944万円となり、前年度に比較して大きく減少しております。

国庫支出金につきましては、14億3,778万円で微増しましたが、これは前年度の宮床中学校大規模改修事業及び災害復旧事業に対する負担金が減少したものの、保育所等整備交付金が増加したことによるものであります。県支出金につきましては6億3,315万円で、ほぼ前年度並みの収入となりました。また、町債は2,900万円と前年度並みとなりましたが、不交付団体となりましたことから、臨時財政対策債を前年度に引き続き借り入れしなかったことによるものであります。この結果、歳入総額は前年度に比べ2億1,244万円の増加となったところであります。

次に、普通会計の歳出を性質別経費について見ますと、人件費は13億391万円、対前年度比100.4%、扶助費は19億5,751万円、対前年度比102.8%、公債費は5億5,633万円、対前年度比91.4%となっており、これら3経費の合計の義務的経費につきましては38億1,775万円、対前年度比100.2%で、歳出全体に占める割合は36.9%となり、前年度より0.1ポイント減少しております。

次に、投資的経費であります。9億9,512万円、対前年度比105.7%と前年度を上回りました。子育て支援住宅敷地造成工事、宮床児童館新築工事などを実施したことによるものであります。

その他の経費につきましては、物件費が21億4,119万円、対前年度比112.4%、維持補修費が2億2,875万円、対前年度比102.7%と増加しております。

補助費等につきましては、16億8,608万円、対前年度比85.2%と減少し、積立金につきましては1億3,690万円、対前年度比116.4%と増加いたしましたが、ふるさと応援基金への積み立てが増加したことによるものであります。

以上が一般会計及び普通会計決算の概要であります。その他国民健康保険事業勘定特別会計を初め各種会計も全て黒字決算の状況となっております。それぞれの会計の独立性や受益者負担の原則を認識しながら、各特別会計の健全経営を図ることが必要であると判断しております。

続きまして、条例案件等についてご説明申し上げます。

議案第64号及び議案第65号、議案第69号から議案第71号及び議案第74号は、消費税率の改正に伴い使用料または占用料について所要の改正を行うもの。

議案第66号は、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、印鑑登録証明への旧氏記載に対応するための改正を行うもの。

議案第67号は、10月から始まる幼児教育無償化に伴い、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことにより、所要の改正を行うもの。

議案第68号は、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正されたことに伴い所要の改正を行うもの。

議案第72号は、消費税率改正及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、使用料等所要の改正を行うもの。

議案第73号は、消費税率及び水道法の改正に伴い、料金等所要の改正を行うものがあります。

次に、議案第75号から議案第83号までの補正予算についてご説明申し上げます。

一般会計につきましては、補正予算額5億7,717万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を119億2,229万9,000円とするものであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費は、庁舎増築基本計画策定費、督促状コンビニエンスストア収納に係るシステム改修費用等を計上いたしております。

民生費は、敬老祝い金の振り込み手数料、障害者自立支援給付システム改修、幼児教育無償化に伴う副食費に係る給付及びシステム改修費用、病後児保育事業施設整備設計費等を計上いたしております。

農林水産業費は、ため池の支障木伐採賃金、農業用機械の導入に対する補助金を追加措置し、商工費は全国町村会主催のイベントへの出展経費を計上いたしております。

土木費は、道路関係では除雪経費、復興庁補助事業の舗装修繕工事費、防衛省補助事業の道路改良舗装の設計費及び工事費を追加措置し、河川関係では準用河川のしゅんせつ工事費を計上いたしております。

教育費は、小学校、教育ふれあいセンターの施設の維持費用を追加措置し、総合運動公園の多目的広場改修工事費を計上いたしております。

これら以外に4月の人事異動によります人件費の調整として、人件費計上費目の補正もあわせて行っており、関連する会計間の繰出金の調整も行っております。

以上が歳出の主なものでありますが、これらの経費に充てます財源といたしましては、国庫支出金2億2,406万円、繰越金2億2,025万1,000円、繰入金1億1,897万円などをもって措置するものであります。

また、各特別会計につきましても、人件費の調整を行いましたほか、介護保険事業勘定特別会計には国庫支出金等の精算による償還金を、落合財産区特別会計には一般会計の事業費繰出金をそれぞれ計上いたしております。

水道事業会計につきましては、人件費調整のほか、料金・会計、マッピングシステム機器更新に要する費用を計上しております。

議案第84号及び議案第85号は、請負契約の締結に当たり議会の議決をお願いするものであります。

報告第13号は、平成30年度大和町財政健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、監査委員の審査を経て報告いたすものであります。

以上が提出いたしております議案の概要であります。今会議期間中に人事案件を追加させていただく予定としておりますので、あらかじめご了承お願い申し上げます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3「議会運営委員の選任」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第3、議会運営委員の選任を行います。

委員は議会運営委員会の申し合わせ事項により、議会広報常任委員会を除く各常任委員会の正副委員長が当たっております。したがって、委員には社会文教常任委員会委員長藤巻博史君を新たに委員とし、指名することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名した藤巻博史君を議会運営委員に選任することを決定いたしました。

日程第4「黒川地域行政事務組合議会議員の選挙」

議長（馬場久雄君）

日程第4、黒川地域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定及び先例集第44により指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

組合議員につきましては、初議会にかかわる申し合わせ事項により各地区から1名選出となっており、宮床地区議員の取りまとめの結果、渡辺良雄君を選出する申し出がありました。よって、黒川地域行政事務組合議会議員に渡辺良雄君を指名します。

以上の被指名人をもって当選者と決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。ただいま指名しました渡辺良雄君が黒川地域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された方が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

日程第5「一般質問」

議長（馬場久雄君）

日程第5、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番千坂裕春君。

8番（千坂裕春君）

皆さん、おはようございます。

通告に従いまして一般質問を開始いたします。

まずは1件目、開業医の誘致について。

今年1月18日、公立黒川病院の診療体制に関する説明会において、管理者が公立病院としての役割を果たすためには、今後は各自治体の開業医との連携が不可欠である。各自治体は開業医が魅力を感じるまちづくりをする必要があると話されていましたが、私も同じ考えであります。町長は6期目の公約として、さらなる企業誘致を掲げておりますが、若い世代の人口増加による小児科、さらなる人口増加維持のための産婦人科、高齢者増加のための整形外科の開業医の誘致の考えはあるのかお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの開業医の誘致についてのご質問にお答えいたします。

ただいまご質問の中にありました公立黒川病院の診療体制に関する説明会につきましては、黒川地域行政事務組合の主催によりまして、公立黒川病院の管理者及び部長、黒川地域行政事務組合の議会議員及び理事の出席のもとで開催されております。私も理事長の立場として出席をしておりました。

内容につきましては、「黒川の医療を考える」と題しまして黒川病院の本郷管理者より病院の問題、地域の問題、医療界の問題などの報告があったところであります。

黒川病院につきましては、平成24年8月に産科の休止、ことし4月から整形外科医常勤医の減少により患者の受け入れを予約制にしており、当該診療科の必要などにつきましては十分認識しておりますので、機会あるごとに意見をお伝えしております。また、黒川病院としても医師確保に努めているところであります。

本町におけます医院等の開設状況であります。特に議員のご質問にありました小児科及び整形外科につきましてはそれぞれ1医院、産科に至りましては開設医院がない状況でございます。このことにつきましては、全国的な医師不足が要因となっておりますので、富谷市及び黒川町村を初め黒川医師会などの関係機関とご相談をさせていただきながら、町民の皆様の安心・安全を守り、健やかに暮らせるまちづくりに努力してまいりたいと思っております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)
ただいま町長に答弁いただいた内容に基づいて再質問させていただきます。

黒川医師会などの関係機関と相談しながらと言われていましたけれども、現在、定期的にそういった医師会と各自治体が話をする場というのは、定期的なものというの
はありますか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
医師会と各町村がということでございますが、黒川行政といたしましては医師会との話し合いと申しますか、それにつきましては黒川消防と救急の連携等々がございますので、そういったことで定期的に、年1回ではありますけれども、医師会の方々と黒川消防、そして私が入りながら意見の交換をしております。

議 長 (馬場久雄君)
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)
そういった中で、町長は黒川病院じゃなくて大和町へ今足りなくなっている小児科、また産婦人科、整形外科を開業していただく方を求めているというような考えを述べているのか、それともやはり公立黒川病院を中心にして、黒川地区全体の医療として意見を述べているのか、今までの経緯があればお話しいただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
そういったときの話し合いの内容でございますけれども、議題とかに載っていると

いうことではない中での話になります。そういった中で、まず初めにやはり黒川病院としてのという考え方が出てまいります。黒川病院として救急ということでいろいろお願いするわけですが、黒川病院といたしますか黒川医師会全体ですね、救急の受け入れ等々をお願いするわけがございますので、黒川という形の話合いになります。

また、その中の話題の中には、例えば今回、整形につきましては確かに常勤の方が減ってきているということに対しての黒川地域の課題といたしますか、そういったこと、あるいは小児科、産婦人科につきましては、ことし始まったということではなくて以前からの問題でございますので、そういったことにつきましては常々お話も出ております。黒川医師会でございますので、富谷のお医者さん等々も入っておられる中でございますので、その富谷エリアのご意見、あるいは大郷、大衡というか、そういったところのご意見も出てくるところでございます。私が大和町の立場としてお話ということについても、これも正式な議題の中ではないのですが、小児科が1件であるということ、産婦人科につきましてもそういった誘致についてお話ししますけれども、誘致ということにつきましては、そのことが大切だということがありますけれども、一方で医師会の方々につきましては病院がふえるということについて、同じ科が来ればいろいろそういった競争の原理というんですか、そういったこともある中でございますので、具体的にこの科あの科というところまではいっていない状況であります、そういった意見の情報の交換、あるいは個々のお医者さんのお考えとか、そういったものは伺っているところでございます。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

そうしますと、整理させていただきますが、以前は黒川病院の比重が地域の医療を守る上で高かったけれども、今後、黒川医師会との連携は必要でありながらも、やはり町としてもそういったものを考えていく必要性には迫られているという町長の認識が出たという認識でいいのか、聞かせていただきたいと思いますけど。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

黒川病院を中心にというところでございますが、これまでも黒川地域の医師会の皆様、それからお医者さんと連携するのが大切だというふうに思っておりました。そういった中でのこれまでもやってきたところでございますが、この間、本郷管理者からお話をいただいた中で、大和町といいますか黒川エリアの人数に対するお医者さんの数といいますか、非常に少ないという話につきましては、申しわけありませんが、そこまではちょっと認識が足りなかったところもありまして、そんなに少ないんだということを改めて思いました。その分が黒川病院のほうに負担といいますか、そういうことになってきている中で、急性期を担う黒川病院の本来の役割がなかなか果たせないというお話でございましたので、そのことについては改めて今そういう状況にあるんだということを再認識し、これまで以上に医師会の方々のご協力は必要なんだなというふうに思っているところでございます。連携をしてということで、これは黒川病院だけでやれるものではないので、これまでも連携はもちろんやったわけでございますが、今後さらにそういった連携の大事さというのをさらに認識してやっていかなければいけないというような思いを持っているところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

8 番千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

今、町長の答弁にありましたように、やはり地域の皆さんが安心・安全に暮らせる医療体制を今後期待して1点目の一般質問を終わり、2点目に移ります。

図書館建設について。

今年6月定例会の同僚議員の一般質問に対し、若い世代の交流の場として図書館建設の考えがあることを表明されました。若者世代の交流の場の創設は喜ばしいことでございます。しかし、以前町長は平成27年9月、同僚議員の一般質問に対し、県立宮城図書館とのネットワークを導入し、利用者の利便性に努めている。また、図書館となると図書司書雇用等の必要性があり、図書館建設には課題があると建設に消極的な回答をされましたが、なぜこの時期に図書館建設の必要性を感じたのか、町長の考えをお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

大和町は新しい住民の方々の増加もありまして、地域形態や住民ニーズも変化しているところがございます。私自身も町政5期を省みまして、今後の町の発展を考えますと、町の課題としまして商店街の活性化、みんなが集い、にぎわうまちづくりが大切と感じておるところでございます。今後ますます人と人のかかわり、コミュニケーションが大切になってくると感じているところがございます。

人生100年の時代の到来を迎えまして、高齢者のひとり暮らしや高齢者だけの世帯もふえてくることが予想されます。また、核家族化も進んでおり、そのような面から見ても世代を超えた交流、コミュニケーションが必要になってくるものと考えます。そのためにも大人も子供も、老若男女が学び憩い、時には遊びの場としての拠点となる施設が必要であると考えたところであり、今回そういった施設の一つの例として図書館機能等をあわせ持つ多目的な施設がコミュニケーションの場としての役割も大きいものがあると申し上げたところがございます。

また、第4次総合計画におきまして、図書館等の整備の調査、検討を主な取り組みとして計画しているところでもありますが、昨今の新設される図書館を見ますとカフェを併設していたり、子育て支援施設と複合していたりと、従来の図書館と異なる時代のニーズに合わせた新たなスタイルのものが多くなっています。町民の皆さんが望まれている施設が具体的にはどのようなものなのか、大和町にはどのような施設がよいのかは今後町民の皆様方のご意見を伺ってまいりたいと、このように思っております。

議 長 （馬場久雄君）

8 番千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

ただいま町長の答弁に対してありましたけれども、再質問させていただきます。

ことし1月だったと思いますけれども、議会のほうで黒川高校の生徒さん方と議会懇談会をしたところ、ほとんどとは言わないまでもかなり多くの生徒の方が若者が集える場がないということで、そういったものがあればいいというご意見をいただいた

ところで、町長の6期目に向けての公約の中に図書館が若者世代の交流の場ということ掲げてあることに対してはすごく喜ばしいところもあったんですが、やっぱり一般質問で以前に伺っていたところで、以前は前向きじゃなかったのになという印象は私は受けたところで、今回一般質問をさせていただいたところ、私が考えているものと相通ずるところが多いところがありますが、そういった中で今後町民の方々と意見の交換をして、どういったものになるかというのを決定されているかと思えますけど、今現在町長が描いているものというのは、やはり佐賀県武雄か、または宮城県でいうと多賀城にあるような、ああいったものの施設として考えているのか、今現在の町長の考えを聞かせていただければと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

以前、図書館に対して消極的だったというお話でございますが、いろんな考えといえますか、議員さんともいろいろ意見の交換をしましたがけれども、図書館のあり方といえますか、そういったものがさまざま変わってきている状況もあって、昔の図書館といたら変ですけれども、そういったものとは随分変わってきているということがございました。そういった状況もいろいろ考えながら進めていかなければいけないというお話をさせてもらったところであったというふうに私は思っています。

そういった中で、今、多目的な施設ということで申し上げましたけれども、図書館の機能も含めて。佐賀県とか、そういったものも確かにそういったイメージもございます。希望とかそういったものについてはいろいろあると思いますし、そのものということではないわけでありましてけれども、今ああいった新しい機能といえますか、そういった考え方、あるいはそういったものを持った図書館を一つ、図書館だけではなく、若者、高齢の方々、そういった方が集うといえますか、そういったイメージがあると思います。これから高齢化社会とかになってくると、ひとり暮らしがふえてくる。そういった場合にコミュニケーションが非常に大切だということが言われております。そういったところで、そういったきっかけといえますか、場所もないということではなかなかそういうこともできないわけですので、若者だけではなくてという、今非常に自分の理想的なことを言っていますので、そこまでできるかという話も出てくるかもしれませんけれども、そういったものも含めての考え方というふうに私自身

は思っています。おっしゃった、そういったところは十分参考にさせていただきたいというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

今回の一般質問の通告はちょっと大きくくくりましたので、また改めて議論させていただくところはあるんですが、2件目の一般質問はこれで終わり、3件目に進みたいと思います。

3件目、障害者の入浴支援について。

障害のある方の入浴の事情を知り、驚愕をいたしました。身体手帳1種1級と療育手帳A所持、気管切開でカニューレ装着、座位がとれない重度重複障害、17歳の方が月5回のみ入浴支援状況がある。近隣では、大郷町週2回、利府町週2回、大衡村原則週1回ではあるが、身体の状態や家族の状況によりふやせる。現在、週3回支給している方があります。仙台では基本的には18歳以上であるが、例外対応として身障1級・2級や身体の大きさなどの条件を満たせば6月から9月は月9回、他の月は月に7回となっております。現状把握が欠如しているが、近隣の状況を踏まえ、回数をふやすべきと考えておりますが、町長の考えをお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございます。

障害のある方等を対象にいたしました訪問入浴サービスにつきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、市町村が行う地域生活支援事業の市町村任意事業として、自宅浴室で入浴が困難な方の生活を支援するため、訪問により居宅に浴槽を持ち込んで行う入浴のサービスであります。対象となる方につきましては、本事業を実施している市町村の多くが障害等級を1級または2級の重度身体障害者、もしくは同等の難病者で、この事業の利用がなければ入浴が困難な在宅の方としております。

本町におきましても、心身の障害等の理由により、この事業の利用を図らなければ自宅で入浴することが困難な在宅の障害者、障害児及び難病患者としており、障害程度に関係なく、医師が入浴可能と認めた方としております。

本町の利用回数につきましては、利用上限を月5回としておりますが、他の市町村を見ますと、週2回、週1回、仙台市では月7回、6月から9月期間につきましては月9回など、県内で統一がされていない状況であります。本町の平成30年度の利用実績といたしましては、登録利用者が3名、延べ81回の利用となっており、月の平均利用回数につきましては、それぞれ4.3回、3.2回、年間1回であります。毎月利用されている方で月5回の上限回数を利用している月は4カ月ほどある状況でございます。

議員のご質問の回数をふやすべきではありますが、大和町訪問入浴サービス事業実施要綱には、利用回数をひと月につき5回までの規定のほか、ただし書きといたしまして、特に必要と認めるときは利用回数をふやすことができると規定しておりますので、所管課にご相談いただければ対応してまいりたいと考えております。以上です。

議長 (馬場久雄君)

8番千坂裕春君。

8番 (千坂裕春君)

ただいま町長から答弁いただきましたけれども、再質問に入らせていただきます。

最後のところで、ただし書きとして、特に必要と認めるときは利用回数をふやすことができるという規定があるということで安心したんですが、安心したと同時にちょっとあれっと思ったことが、この方何度か窓口のほうに足を運んだところ、今の状況が変わらないのでいろんな方に相談して私のところに来たというところで、やはり来庁者に対する窓口との意思の疎通がとれていなかったのかな、それともこういった特別な規定を見逃していたのか、ちょっとどちらなのか判断つきませんが、やはりこういったものを丁寧に説明し、丁寧にその時々状況をもって対応すれば、ただし書きとしてこれがあつたからふやせますというような回答じゃないと思ったんですよね。だから、私はやれることに対しては安心したんですが、対応としていかななものかという不安を持ったところなので、今後はそういった相談者に対して寄り添う気持ちと、現状の条例とかがどうなっているかというのをもうちょっと精通していかなければいけないんじゃないかな。この人は本当に何度も足を運んで、できないということで、私なり、またはいろんな方に相談している方ですので、そういったことのないように

対応をお願いしたい。または町長のほうでどのような指導をしているかということ
を再答弁願いたいです。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
条例といいますか、そういったただし書きがあるということでございます。どなた
だったのか私は存じませんので、窓口対応ということだというふうに思っております
が、その辺につきましては窓口で丁寧に説明をしながら、こういった説明もあるとい
うことをお話しさせていただいて、丁寧な対応をしていかなければいけないと思っ
ております。その辺につきましては、担当課のほうにもきょうも課長がおりますので、
そういった丁寧な対応は常にやっていかなければいけないというふうに思っています
が、その辺について、なお徹底してまいりたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)
これで私の一般質問を終わります。

議 長 (馬場久雄君)
以上で千坂裕春君の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩します。
休憩の時間は10分程度とし、11時から再開といたします。

午前10時50分 休 憩

午前10時59分 再 開

議 長 (馬場久雄君)
再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。

4 番馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

それでは、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

1つ目でございます。子ども食堂、高齢者食堂についてお伺いをいたします。

これまで何度か子ども食堂について質問させていただきました。NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえの調査では、全国の子ども食堂の設置数が2019年度で3,718カ所となり、前年比1.6倍に増加したと発表されました。また、現在では地域住民の交流拠点としての役割を果たすようになってきているところもございまして、今後の動きも注目されるところでございます。

以下の点について町長のご所見をお伺いいたします。

本町では子ども食堂についてどのような研究、検討がなされておりますか。

2つ目、上記センターによると、小学校区単位で子ども食堂があることが望ましいとされております。本町における課題整理や地域住民の意見を聞くなどの議論はあったのでしょうか。

3つ目、子供やその親、高齢者が一緒に食事や会話をすることで生きがいや楽しさ、喜びを共有できる大和子ども食堂が必要と考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは初めに、子ども食堂、高齢者食堂に関するご質問でありました。

議員もご指摘されましたけれども、子ども食堂は全ての都道府県に開設されておりました、3,718カ所が確認されており、年間延べ利用者数は推計160万人との調査結果が公表されたところでございます。宮城県保健福祉部社会福祉課が把握している県内の子ども食堂の開設につきましては、令和元年6月現在で11市7町の77カ所となっております。ご質問の本町では子ども食堂についてどのような研究、検討がされているかについては、子ども食堂を取り巻く状況について宮城県におきましては、子ども食堂立ち上げ講座やフォローアップ講座など開設準備等の支援体制が整いつつあります。また、国におきましては休眠預金の財源を活用して助成金を支給する制度や、来年度

には子供の貧困に関する全国調査を予定するなど、日々変化している状況にあります。

子ども食堂につきましては、NPOや地域のボランティアが主体となって運営している例が多いことなど、また国等の新たな動向を注視しつつ、先行した市町から情報を収集していきたいと考えております。

次に、小学校単位で子ども食堂があることが望ましいとされるが、本町における課題整理や地域住民の意見を聞くなどの議論はあったかについては、小学校区単位での子ども食堂については、各地域における特徴、特色がそれぞれあり、その必要性について地域の方々の意見を聞いていきたいと考えています。また、子ども食堂や子供の貧困問題などについて、各地区で行われる会合などの機会では話題となることはこれまでございませんでした。

最後に、子供やその親、高齢者が一緒に食事や会話をする事で生きがいや楽しさ、喜びを共有できる大和町子ども食堂が必要と考えるがについては、さまざまな事情で子供を取り巻く状況は変化してきており、大人や地域の方々とかかわる機会も減ってきていると考えております。他人との会話やともに活動することを通して話し方や多様な考え方を理解したり、広い視野で物事を考えることができると子供自身の成長を促すことができるものと考えております。また、町内各地区におきましては、高齢者や地域が主体となり、老人クラブや生き生きサロンなどを実施しており、参加者同士の会話や食事を通して地域とのつながりや楽しさ、生きがいを感じていただいているものと考えております。

現状では子供と保護者、高齢者との触れ合い機会はそれほど多くはないと考えられ、世代間交流や集いの場、楽しみや喜び、生きがいづくりが重要であると、このように考えております。以上です。

議長 (馬場久雄君)

4番馬場良勝君。

4番 (馬場良勝君)

今、ご答弁をいただいたところでございました。

まず、町長、6月の立候補表明のときに、子ども食堂、高齢者食堂というか、そういうご発言をされていたと思うんです。必要であるというふうにご発言をされたと思うんですけど、まずその意図をお伺いしたい。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

子ども食堂という言い方ではなかったというふうに思っていますが、これからそういった方々がコミュニケーションをとる場、そういったものが必要だということで申し上げたつもりでおります。先ほどの千坂議員さんのご質問の中にもあったコミュニケーションが必要だということ。これから高齢者の方々がおひとり暮らしだったり、そういう状況になってくると、どうしてもコミュニケーションが薄くなっていくということがございます。そういったことの中で、集う場所があって、皆さんと交流をすることが元気な健康を保つ大きな一因になるということで、そういうことで申し上げたところであります。

また、子供さんにつきましても同じように少子化もありますし、子供たちが集って、またお母さんたちも集えるような場所といたしますか、そういったコミュニティーがこれから非常に大切になってくるということで申し上げたところでございます。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

子ども食堂という名前ではなかったですけども、交流の場ということで、子供、高齢者ということでご発言をされたと思います。

今の町長のご答弁に尽きるのかなと私も思いますけれども、それであればもう少し、私も2度ほど質問させていただいておりますけれども、町としての取り組みが少し遅いのではないかと私は思います。その中で、ご答弁で国・県の状況を見ながら、支援体制が整いつつあるということでございました。その中で、本町としては何かできることがあるんじゃないのかなというふうなところまではまだ行ってないという理解でよろしいのでしょうかね。

仙台市では2019年2月、ことしの2月ですね、会場費、食材費、備品代等、事業費の5分の4を助成するんですね。新規団体だと上限が30万、既存の団体だと20万、想定で35団体を想定しているということでございました。こういう助成とか、やはり町自体が子ども食堂というのはなかなか難しい、それは私も感じております。その中で

例えばNPOの団体と何か協議をされたりとか、こういう仙台市のような助成ができるのではないかとか、もうちょっと突っ込んだ議論があったんじゃないかと思うんですけど、なかったんですかね。その辺をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

NPOの方々が突っ込んで議論ということですが、私は直接そういった突っ込んだことは今までやったことはありません。

子ども食堂というものの考え方ですが、以前はいわゆる孤食とか、貧困といいますか、生活に苦しい方とか、そういった方々に対する食事の提供という一つの子ども食堂というものがあったというふうに思っています。今、議員お話の子ども食堂といいますか集う場といいますか、そういったものにつきましては交流という目的でという話でございますので、どこに立ち位置を持つかということも、子ども食堂というものに対してですね、そういった部分もあるのかなと思っています。以前に何かまほろばホールでそういったことをやってもらった実績があるんだそうですが、そのときはそういった方が集まらなかったというようなことも聞いております。

主体がNPOさんとか、今いろいろやっておられるようでございますけれども、まずどこに視点を置くかという。さっき言いました孤食とか、そういった部分の子ども食堂であるのか、あるいはコミュニケーションをとる場の食堂であるのか、その辺の位置づけがちょっと違ってくると思いますので、その辺の位置づけといいますか、そういったものを作って、こういうことに対して支援します、こういうことで支援しますと。どっちもしないとかそういうことではなくて、そういったことの整理はしなきゃいけないのではないかなというふうに思っているところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

今、町長がおっしゃったように、最初の子どもの食堂のできた経緯というのは東京でしたか、杉並だかどこだかちょっとそこは忘れましたが、そこの方がおうちでご飯を

食べられない子供さんのためにやったというのが始まりだったと私も記憶しております。その中で勉強も教えてあげたりだとか、今は大学にも行かれていますみたいなお話も、その子はそうだったみたいですが、その中で町長が今おっしゃられたように、貧困率6人に1人から7人に1人、改善したのか、それともどういう理由があったのかわかりませんが、確かに町長がおっしゃるように両方の面があるんですね。その中で町長にお伺いしたいのは、大和町にそういう貧困になっている子はいないのかという認識でいいのか。町長はいないという認識なのか、それとも大和町にもいるんだろうなあという認識なのか、その認識をまずお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

学校の貧困といいますか、そういったものについての調査というのは特別やっておらないところであります。給食ですか、そういったものにつきましては給食費について一部補助といいますか、そういったことはやっておるところでございますので、そういった方をそういうふうに認識するかどうかというものについては、調査的にこの人がそうだとかという具体の調査はやっておらないと思います。ですから、さっき言いましたように、給食費もそういったもので判断といいますか、それがいい判断なのかちょっとわかりませんが、一つの基準といいますか、そういったことも見ているところであります。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

なかなか苦しいご答弁だったのかなと思いますけれども、私はいないとは言えないんじゃないのかなと思います。そんな中で、今、全国的に児童虐待や、お母さんが遊びに行っちゃって、胃の中にご飯じゃなくてビニール袋とかそういうのが入っていたということもありました。やはりそういう芽を摘むためにも、子ども食堂というのは月に1回、もしくは2回、無料、もしくはある程度安価な金額でご飯を食べさせるところ。そして、親御さんも最近は来られて、柴田町ですか、船岡の土手内地区という

んでしょうか、土手内食堂といいますか、ここが高齢者と子供の食事をとることを8月に始めたということで、非常に町長がさっきおっしゃったように形が少し変わってきて、当初の目的とずれているとは私は思いませんが、そういう場にもなっているということでございます。何でかなと思ったら、ちょうど資料をきのう少し調べていたら、大和町地域福祉計画というのが社会福祉協議会から出ている中で、アンケートを各地区にとられておりました。その中で地域の中での問題や課題ということで、多いのが隣近所との交流が少ないとか、世代間の交流が少ないというのがほぼほぼ各地区に載ってございます。

また、高齢者、障害者の集まれる機会が少ないとか、この間町民運動会も各地区で行われたところですが、なかなか出席される方が固定化して、高齢化して、私も20年、30年ぐらい前から比べて随分テントの中も寂しくなったなと感じておるところでございます。そんな中、やはりこういう子ども食堂が、子ども食堂に限らないのかもしれませんが、こういうところが町民が待ち望んでいるのではないかなと思うんですけども、その辺町長は待ち望んでいるなというのを肌感じて発言されているのかどうか、ご答弁いただきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のお話はあくまで交流の場としてのほうにウエートがあるんだというふうに理解をします。孤食とかそういったことについては、またそこと一緒にはなかなかできないのではないかなと思っております。

交流という部分につきましては、さっきも言いましたけれども、これから大変大切なものになっていくという認識をしております。今も高齢者の方でありますけれども、いきいきサロンとか、ああいったものにつきましては非常に交流の場として地域の方々のご協力をいただきながらやっていただいて、大変ありがたい制度だと思っておりますし、またこれも高齢者といいますか、そういった方が対象となりますが、地域でそれぞれお茶飲み会とか、いろんな言い方はあるんだと思っておりますけれども、そういった集まりをやってもらっているところもあるのも伺っております。

子供さんのとなりますと、そういったスポ少とかそういうのはあるものの、子供さんが集まってというものにつきましては児童館とかそういったところ以外でというの

は、小さなお子さんですときらきらさんとか、ああいった形でやっていただいておりますけれども、それから上といますか、いわゆる子供さんについてはそういった場が今ない、また集う場所もなかなかない現状だというふうに思っています。

それで、さっき申し上げましたようなそういった方々が集えるような交流の場、多目的な施設ということも申し上げておるところでございますが、そういうところは大切なことだというふうに思っておるところでございます。残念ながら、今のところはそれを町としまして主催してやっているという状況ではないのですが、高齢の方につきましてはボランティアの方々がいろいろ応援してもらっているということで、大変ありがたいというふうに思っています。組織の支援というか、そういったことも皆さんがずっとやってくれる状況になっており、いろんな支援の仕方があると思いますけれども、そういったことも一つの方法として考えていかなければいけない課題なのかなと思っております。

議 長 (馬場久雄君)
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

少し町長こだわっていらっしゃるのかもしれませんが、孤食と交流の場ということで、それを両方お互い埋めるのが現在の子ども食堂になってきているわけで、例えば核家族の母子家庭のお母さんとお子さんが来て、地域のおじいさん、おばあさんと交流をしたり、孤食を防ぐことにもなるんですよ。要はおうちだけで食べるわけじゃないですから、いろんな人と交流をして食べるわけですから。

また、それが貧困、貧困と余り言うのもあれですけども、月に1回、2回、そういうちょっとした地元のものを使って食べるというのは非常に大事なことだと私も思いますし、地域の子供の顔を今の人たちは余りよくわかってないんですよ。運動会でもこの間どこの子やというのが、私は小さいときそういうことを言われたことがなかったんですけど、今は割とあの子どこの子だろうとか、ほかの地域から移住されている方もいますし、やはりそういうのを解消するためにはこういう子ども食堂のような、もちろん高齢者の孤食を防ぐことにもなると思うんですよ、ひとり暮らしの。移動方法その他いろいろあるかとは思いますが、そのためには私は別に施設にこだわる必要はなくて、今ある既存のどこかを使って、NPOさんなり社会福祉協議会なり、その辺に少しご相談なりしていただいて、まずはやってみるという姿勢が大

事だと思うんですけれども、まだ町長はそこまで、まずやってみようというところまではお考えはいきませんか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

こういった事業につきましては、継続性とかそういったものが求められているわけですから、町としてできる部分、それは例えばさっきおっしゃった食材の応援とか、そういったことについてはできるといいますか、考えられると思います。そういったものについて、じゃあやろうというのを町がやるからやってくださいという方法もあるかもしれませんが、そういった方々が自分からやりたいといったことも、NPOさんからそうやって出ているというふうにも思っております。そういったことでございますので、この間ちょっとやっただけでもなかなか進まなかったということもあるようございますので、そういったお話があれば積極的に一緒にお話をということになりますし、あと地域性がやっぱりありますので、さっき学校単位というお話もありましたけれども、学校単位といっても地域の特性といえますか、そういったことがつかめないと、しゃくし定規にこうだからとできるものではないというふうに思っています。できれば地域の方々からそういった声が出てきて、そういった活動をする、町も一緒にとこのような形が理想なのかなというふうに思いますが、例えばいきいきサロン等でも大変いい制度でやってもらっているんですが、支援といえますか、やる方々がなかなか大変だとか、そういった課題もございますので、その辺の、悪いことばかり考えてもだめなんですけれども、そういった課題も一つはあるなと思います。

そういったことで、町として食堂がいいのか、さっき言ったお茶飲みのがいいのか、いろんな方法があるというふうに思っておりますが、そういった地域のコミュニティーをするということに対しましては積極的に応援していかなければいけないと思っていますし、したいと思っています。できればこういった地域からそういった声が上がってくれば、ご相談いただければ、そういったことについても一生懸命取り組んでまいりたいというふうには思っております。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

今、積極的にということでした。貧困から言えば、貧困の方が私は貧困ですと余り言わないもので、そこにいかに行政が手を差し伸べられるか、そこに尽きるのかなとも思いますし、今、町長がおっしゃったようにボランティアの方が減ってきていると。例えば小さい子供たちが子供のころにそういうところでご飯を食べて、手伝っているお母さんたちを見て、私も将来こういうふうにやりたいなと思う子が出ないとも限らない。やはりやってみるという姿勢が非常に大切なのかなとも思いますので、町でできることは少ないかもしれませんが、例えば町で子ども食堂をやってみませんか的な声が私にはできるのかなとも思いますし、私が何度か質問した後、もしそういうのがあればお手伝いしますよとか、どうやったらいいんですかという声も私伺っております。ある程度潜在的にやりたい方はいらっしゃるのかなと。だけど、どこをどうしたらいいのか、何をどうしたらいいのかわからないというのがその方たちの現状のかなとも思いますし、もう少しその辺の掘り起こしを一步進めていただいて、施設が先か何が先かということではなくて、やれるとなったら一気にやっていただいてもいいのかなとも思いますし、やはり一人でも孤独感を感じないような施策を積極的に今後ご期待を申し上げて、1件目の質問を終わりたいと思います。最後に何か町長、あれば。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今の馬場議員のところにご相談の方が来ているということ、そういった方はそういったものに取り組みたいという意欲もおありなんだろうし、少しでもそういった状況といいますか環境といいますか、子供さんがそういったことも知っている方ではないかというふうな思いもございます。窓口がということでございますので、そういったお話が議員さんのところにせつかくあるのであれば、議員さんからでも町のほうに相談していただいて、そういったものをどういった状況なのか、あるいはその方がどういうふうにやりたいのか。場所とかそういう問題ではなくて、そういったことも議員さんのほうからも言っていただければ、我々もちょっと出ていってという機会がなかなかないものですから、何らかの情報をいただいて、そういったものにも相談させ

ていただきながら、いろんな対応を考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

それでは、2件目の質問に行きたいと思います。

有害鳥獣対策についてお伺いをいたします。

本町ではさまざまな有害鳥獣対策を行ってきておりますが、特にイノシシの捕獲頭数は年々増加して、農作物等の被害は拡大しております。最近では町なかへの出沒もあったところがございます。

今年度、産業建設常任委員会の行政視察で福井県鯖江市の有害鳥獣対策を視察させていただきました。本町でもさらなる有害鳥獣対策が必要と考え、以下の点についてお伺いをいたします。

1つ目、鯖江市では市民と市が協働で取り組み、平成22年と比べて平成29年度には農作物被害を84%減少させました。本町でも多くの町民の参加、また町民全体の意識改革が必要と考えますが、いかがでしょうか。

2番目、有害鳥獣専用の解体処理施設や処分場が必要であると鯖江市でもおっしゃってございました。本町の考え、また広域的に近隣市町村と連携しての処理施設設置の考えはあるのでしょうか。

3つ目、今後さらなる有害鳥獣対策として専門的に対策に取り組む支援センターなどの組織設立は検討していらっしゃるのでしょうか。

この3点についてお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、有害鳥獣対策についてございますが、イノシシ対策でご説明申し上げますと、行政区等で設置を行っていただいております侵入防止柵、ワイヤーメッシュ柵でございますが、これにつきましては前年までに12地区で130.2キロ、本年度は宮床

地区3行政区で25.8キロを予定しており、本年度末までに町内で156キロメートルの侵入防止柵を設置していただく予定でございます。

また、平成30年度から町単独補助事業としまして、各農家等で個別に設置していただく電気ワイヤーメッシュ等の鳥獣被害侵入防止柵につきましては、平成30年度は66件の申請がございまして、42キロメートルの設置が行われ、本年度は8月末で45件の申請がありまして、約28キロメートルの防止柵の設置状況となっておりますのでございます。

イノシシの捕獲頭数は平成28年度に96頭、平成29年度は158頭で、平成30年度は208頭を捕獲し、本年度は8月30日までに94頭を捕獲しておりまして、前年同期比が68頭でありましたので約1.4倍でございまして、捕獲頭数につきましては年々増加している傾向にございます。

町なかへの出没につきましては、ことし1月9日夕方に吉岡上町周辺にイノシシが出没し、大和警察署と協力しながら警戒パトロールに当たって、イノシシは郊外に逃走いたしました。このような事態も今後も懸念されるもので、捕獲等対策の万全を図ってまいりたいと考えておるところでございます。このほかにもツキノワグマ等の対策も行っておりますが、近年は吉岡地区やもみじヶ丘等の市街地の方からハクビシン等の小動物の相談もあり、対策方法の相談や助言及び駆除業者を紹介している状況でございます。

次に、鳥獣によります農作物への被害額であります。平成28年度は1,192万6,000円、29年度は847万3,000円、平成30年度は976万5,000円という状況であり、侵入防止柵や捕獲によりまして被害額は横ばいで推移している状況にございます。

農作物の被害を減少させるには、多くの町民の参加、また町民全体の意識改革が必要とご意見でございますが、有害鳥獣が生息できない環境づくりのため、農作物の野菜くずや生ごみの適正処理、農地や竹林周辺の草刈り等の適正な管理が重要であることを広報紙等により周知し、被害がある行政区等へは出前講座による説明会を実施しているところでありますが、集落ぐるみによる有害鳥獣防止対策が必要であることを今後も住民の皆様方に周知してまいります。

有害鳥獣専用の解体処理施設や処分場につきましては、現在、町内で主に有害鳥獣として捕獲しておりますイノシシの捕獲地区は、宮床地区、吉田地区、鶴巣南部地区と広範囲になっており、とめ刺し後は実施隊員の自宅で解体されるケースが多く、地理的な条件や利用率向上との課題事項を整理いたしまして、実施隊員の意見を伺ってまいります。また、近隣市町村との連携としての処理施設設置につきましては、近隣

市町村の意向を確認しましたが、捕獲頭数や地理的条件等から現状では必要性は低いとの意見でございましたが、広域的に連携して有害鳥獣対策を実施することは有効と考えておりますので、今後も情報交換や話し合いを引き続き行ってまいります。

今後さらなる有害鳥獣対策として専門的に対策に取り組む支援センター等の組織設立は検討しているのかについてでございますが、有害鳥獣捕獲許可につきましては鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等により、宮城県から権限移譲を受け、一部の有害鳥獣捕獲許可を町で行っているところでございますが、有害鳥獣の専門的な知識のある宮城県や多くの捕獲実績のある県内市町村との連携による情報提供をいただくことが必要であり、今後の課題であると、このように考えております。以上です。

議長（馬場久雄君）

4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

今、ご答弁をいただいたところでございました。

今年度、産業建設常任委員会で鯖江市に視察に行かせていただきました。目からうろこというんですか、こういうやり方もあるんだなと感銘を受けてきたわけでございます。鯖江市では二重にイノシシが侵入してこないように、まずはワイヤーメッシュをつけて、そこから五、六メートル山側に電気柵を設置して、それを週1回必ず電気柵が、枝が落ちると地面にアースして電気柵がきかなくなるそうですね。やはりそこをイノシシの対策協議会をつくって見に行かれているということでございました。本当に地域ぐるみでやられておりました。

その中で、やはり一番今大和町で私が足りないなと思うのは、町民の皆さんがどちらかと言えば被害を受けている人たちは必死になってやっていると。被害のない方たちは、ああまた出たのねという感覚。ところが、道路に出てきて車に当たると大損害を受けるわけですよ。たまたま子供さんたちや大人がかまれないからいいですけども、かみついたりのあるもでございます。そういう部分ではもう少しイノシシという有害鳥獣に対する、町民の皆さんに対する周知徹底が少し足りないような気がするんですが、町長は現状でそれは間に合っているという認識なのか、もうちょっとだよなと思っていらっしゃるのか、その辺をまずお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

地域ぐるみということではありますが、大和町でも柵を設置していただくに当たりましては地域で組織をつくっていただいて、そしてその方々に設置、そして管理といたしますか、そういったこともお願いしている状況でございますので、そういった地域ぐるみの部分はあるといたしますか、やっけていただいているというふうに思っております。

また、被害に遭った方とそうでない方の認識の違いといたしますか、それについては確かにあるんだろうなというふうに思います。実際被害に遭った方についてはもちろんいろんな意味で被害を訴えるだけじゃなくいろいろな思いもあるでしょうし、対策等々頭を悩ませているところでもありますし、そうでないといたしますか、街場については人ごとではないんでしょうけれども、実際そういったことが認識の差はあるというふうに思っています。

町として間に合っているというのはちょっとあれなんですけれども、町として被害状況とかそういったものについては同じように皆さんに報告を広報とかそういったものでやっております。そこで間に合っているところはどういうふうにするというのがあるんですけれども、これでいいという状況というのは完璧な状況だとすれば、そこまでは当然行ってないんだろうというふうに思っています。まだまだそういったものみんな共通の認識を持っているかといえ、さっき言ったようにそういうような状況がありますので、そこまではまだ行ってない状況にあるというふうに思っております。町としての情報の提供とか被害額のそういったものとか、皆さんがこういったご苦勞をされているとか、そういったものはいろんな機会に話してやりますけれども、間に合っているのかというご質問に対して、間に合っているとは言えない状況にあるというふうには思います。

議 長 (馬場久雄君)
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

私も間に合っていないと思います。やはりこういうのは不理解というんですか、有害鳥獣実施隊、自由にイノシシをぶっていると思っけている方がいたり、禁猟区間という

のがありますから、そういうのすらわからない方たちも中にはいらっしゃいますし、何で実施隊はそんなに捕んねんだやとか、そういう不理解に基づく意見を私も聞いたことがございます。やっぱりそういうところも含めて、有害鳥獣実施隊の方々是非常に頑張っているって、日々回ってわながかかってないとか、その辺の負担軽減もこれから考えていかなきゃいけないかと思うんですけども、やはり町民の皆さんにイノシシ、熊、その他こういうものはこういう危険性があるんだよというのを周知徹底していただいて、町民の皆さんの中には環境整備を手伝ってくれる方がもしかするといえるかもしれない。やはり柵も草が生えたり何だりしたり、鯖江市では月2回でしたか、電柵の周りワイヤーメッシュ柵の周りの草刈りを地域ぐるみでしっかり出席率まで確認してやっているということでございます。本当に必死でやらないとなかなか理解されなかったと今の会長さんがおっしゃっていましたが、ばかになってやったと言っているって、それぐらい被害が大きくて、ここまで軽減されたということでございます。本町も300頭を超える勢いで捕獲しようとしているときに、町民の皆さんと実施隊とのちょっと乖離があるのかなと思いますので、今後さらに周知徹底できるものを準備していただきたいなと思うところでございます。

そこで2点目に入っていくんですけども、鯖江市でも対策協議会の女性の方でしたね、市役所から行っている方、すごい知識も豊富な方で、その方に処理施設は必要ですかと聞いたら必要ですというお答えをもらって、やっぱり必要なんだなと思いました。ごみと一緒に丸々焼くというのはちょっと無理みたいですね、焼却場で。分割したり、これは何度も繰り返しますから避けますけれども、例えば丸森、角田、村田処理場、向こうは1,000頭ぐらいとるということでレベルが違いますが、これからどんどんふえていくという感覚でやれば、やはり検討にも既に入っていないかやいけないのかなと思いますけれども、その辺の状況を町長にお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

処理につきましては、現在は焼却と申しますか、そういった処理をしております。黒川行政のほうで焼却をしているんですけども、焼却する能力は十分ありまして、焼却するのにそういう体制になっていけば、それは燃やせるという状況であります。ただ、丸々という状況ではなくて、例えば10キロぐらいの塊で、そういうことであれ

ばその都度やればかなりの頭数ができる。そのほかにも町のほうでも各事例を見て、いろいろな処理場の環境を見ておるところでございます。

そういった解体する施設ということになるんですけれども、解体の施設というのは確かにあるといいんだろうなというふうに思います。実施隊の方々に聞きますと、各地区に全部それぞれにあるんだったらいいんだけど、1カ所にあるとなると、そこまで持って行って解体をする、あるいは処理というのはそれはまた手間になるということのご意見もあります。これは実施隊隊員の方々の生の声であります。それで、今は自分のところで解体をして、そして分別というんですか、そういった形にしてごみ処理に出しているということでありまして、今の体制がここからどこかに持って行ってとなると、それはそれで一つの課題が出てくるというふうなご意見もあります。解体しないで丸々持ってきてどこかに保管をしてということのほうもあるんじゃないかと思いますが、例えばこんな話も変なんですけれども、10キロぐらいにするためには凍らせたほうがいいんじゃないかとか、素人考えですけどね。そして、それを10キロぐらいに何かで切ってやればというふうな方法も一つの方法ではないかと思っておりますが、解体する方につきましてはいろんなご利用の方法もあって、そういったことではなくて利用したいという方もお見えですので、利用するちょっと後のことについてのいろんなご意見とか、そういったことも聞いていかなければいけないかなど。そういうことで、1カ所にあつてというほうももちろんいいことではあると思いますが、いろんな条件がありますので、ご意見を聞きながらいろいろ考えていかなければいけない課題といたしますか、問題かなというふうに思っていました。

議長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4番 （馬場良勝君）

さまざまな課題がございます。一昨年、それもイノシシだったんですけど、産業建設常任委員会で高知県梶原町、移動式の解体処理車ということで見させていただいたのもございますし、処理施設という意味ではその2つなのかなとも思いますね。移動式なのか、どこかの場所に1カ所つくるのかというね。その辺研究もされているようですから、これ以上はやりませんが、やはり必要なものは迅速に油断なくやっていただきたいと思うところがございます。

そこで3点目なんですけれども、県内市町村との連携による情報提供をいただくと

ということが必要ということで、大和町でこれまでイノシシの専門家を呼んで、大学の教授であり専門にやっている方なり、そういう方を呼んでの勉強会というか、そういうものを行ったことはありますか、お伺いをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

勉強会については、県のほうから来てもらった経緯がありますけれども、大学ということはないです。県のほうのそういった専門の職員に来てもらって、そういった研修といいますか、そのことはやった経緯がありますが、学校の先生とかそういうことではないと思います。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

意地悪な質問をして申しわけありません。鯖江では専門家のイノシシの生態の研究をされている大学の教授でしたか、講師に招かれて、けものアカデミーというのをつくって、町民の皆さんとともにこれがイノシシの足跡だよとか、イノシシの生態とか勉強されていてやっておりました。やはり専門的にやっていらっしゃる方の意見を聞いて、じゃあどういふ対策が有効なのかというのをとっくにやってなきゃいけないなと私は思うんですけれども、県の職員さんも専門家なのかもしれませんが、そればかりやっているわけじゃないでしょうから、事ここに至ってはそういう方も呼んで被害を減らしていただきたい。なるべくイノシシが入ってこないようにしていただきたい。駆除するのも大切ですが、いかに入ってこさせないかということをちゃんと勉強してやったらいかがかかなとも思いますし、総務課長さんなんかはイノシシのエキスパートだと私は思うんですけれども、そういうある程度知識を持たれて、さらに勉強されて、今後こういう支援センターというのを私は早速やるべきだと思うんですよね。専門知識を身につけた人を養成してやるべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、処理といたしますか、イノシシにつきましては猟友会の方々に中心になってやっ
てもらっている状況でございます。わな資格を取ってもらえば、そういったときでも
勉強はされているというふうに思います。いろいろ情報の提供といたしますか、そうい
ったことというふうに思っておりますけれども、県のほうの方に来てもらってやって
おるところですが、そういった特別なといたしますか、そういったものを研究して効果
のある方法等々を研究している方々の話を聞くというのも一つ効果的というふうに言
っています。センターという形にしてということもありましようが、今そういった組
織が一つ猟友会というものがあるわけですから、そういった方々に、ほかの人も入っ
てもらって、そういった講演といたしますか勉強というか、そういったことはいいこと
なんだろうなと思います。

ただ、そういったことの専門家といたしますか、実際にやっっているいろんなことを経験さ
れた方でないと、やはりイノシシのあれだけではなくて、そういったことについては
猟友会の方々もある程度は知っておられますので、そういった猟友会の方が知らない、
我々が持っていないような知識を持った方々のお話を聞くという機会は、そういった
ことはあってもいいのかなと。そういった勉強をしながら対応していくということは、
大和町はまだ被害の少ないところもございますので、そういった方々にとっても有効
なことになるのではないかなというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

本当に専門的な知識は大事だと思います。私もセンター長さんでしたか、イノシシ
って電柵にお尻から入っていくんですよと言ったら、じゃあその画像を持ってきて
くださいと逆に怒られたんですね。それぐらいちゃんと勉強されていて、鼻からさわ
るんだけど、例えば枝先、申し上げましたが、何かでアースをしたりふぐあいで電気
が流れなかったりする場合はありますと。私が聞いたところではイノシシがおなかを
けがするのが嫌だと、また足をくじくのも嫌だとか、本当にいろんな情報があるのか

など。ただ、私が見たところでは吉田の大衡村との境あたりの山側についているワイヤーメッシュが道路側に沿っているんですね、結構。飛び越えてきているのか、熊だったらもう少しばりばりやるだろうしという、ちょっと後でご確認いただければと思うんですけども、おなかをけがするのが嫌なのに飛び越えてくるのかなとか、いろいろやはり私もちょっとまだ勉強が足りないのかなと思うところがございますので、今後専門家を一人でも呼んで、一人でも多くの、実施隊だけでなくて職員の皆さんも含めてきちんとした知識を身につけるべきだと提言をさせていただいて、2件目の質問を終わらせていただきます。

3件目の質問をさせていただきます。

空き家対策条例の制定をでございます。

空き家対策については、数年前から全国の自治体でも重要な課題となってきたと感じております。本町でも同僚議員から空き家対策について各委員会や本会議でも何度か質問が行われているところでございます。そこで、以下の点をお伺いいたします。

空き家が地域住民の生命、財産に被害を及ぼすような事案があった場合、現在の本町の条例だけで対応できるのでしょうか。

2つ目、空き家対策に関する課題の整理は進んでいるのでしょうか、お伺いをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、空き家対策条例についてのご質問でございます。

初めに、空き家が地域住民の生命、財産に被害を及ぼすような事案があった場合、現在の本町の条例だけで対応できるのかについてであります。

空き家対策条例に関しましては、平成30年3月及び9月の今野善行議員さんからの一般質問、本年3月議会の産業建設常任委員会からの代表質疑でもお答えしておるところですが、ご質問の空き家が地域住民の生命、財産に被害を及ぼすような事案があった場合に対応する条例はございませんが、平成27年5月全面施行されました空き家等対策の推進に関する特別措置法、特措法とこれから呼ばせてもらいますが、特別措置法により空き家等の実態把握に努めるとともに、空き家等の有効活用に向けた推進

活動を行っているところです。また、特措法第3条には空き家等の所有者の責務について規定されており、基本は所有者または管理者において周辺環境に悪影響を及ぼさないように適切な管理に努めることとなっておりますので、さらなる周知等を図ってまいります。

次に、空き家対策に関する課題の整理は進んでいるかであります。

本町の空き家対策に関しましては、まちづくり政策課において実施しております空き家・空き店舗バンク事業や子育て世帯等移住・定住応援事業、3世代同居応援事業、商工観光課において実施しております店舗取得改修推進事業など要綱において規定し、空き家等の所有者に対しましてはアンケート調査を実施し、空き家等の利活用を推進しておるところです。

平成31年3月の空き家調査におきましては、全体で152戸、吉岡が63戸、宮床23戸、もみじヶ丘、杜の丘合わせて13戸、吉田地区23戸、鶴巣地区15戸、落合地区15戸で、地区において増減がございますが、平成28年3月の調査時点より総数で18戸が空き家として増加している状況であります。平成26年、国土交通省が行いました空き家実態調査での空き家にしておく主な理由としましては、物置として必要、解体費用をかけたくない、特に困っていないからなどがあるとのことであり、本町におきましてもおおむね同様と推察され、所有者みずから積極的に空き家を解体する動きに至ってない状況と考えておりますので、一層の利活用の推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、空き家等対策に関しましては、町独自の条例化のほかに特措法に基づく空き家等対策計画による運用もございますので、関係課と協議し、検討を進めておるところでございます。以上です。

議長（馬場久雄君）

4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

ちょっと時間がないので1件目、2件目重複するかもしれませんが、ご容赦ください。

まず1点お伺いをしたいんですけれども、この空き家を調査されて所有者がわからない物件というのはあるのかなのか。課長でもいいのでお答えいただければと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
その件につきましては、まちづくり課の課長、千葉課長にお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）
まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 （千葉正義君）

それでは、馬場議員のご質問にお答えします。

現在、アンケートを郵送して、全てではございませんが、回収している段階でございます。郵送して戻ってきたというのも何件かございますが、そのもととなるのは固定資産税の課税情報からいただいておりますので、そういう状況でございます。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

今のご答弁ですと、全部は把握されていないということで、要は所有者がわからない物件があるかもしれないという理解でよろしいんですか。よろしいんですね、それで。いるかもしれないというね。皆さんご記憶にあると思うんですけど、吉田町の物件、何とか町民の方のご協力をいただいてああいうふうになりましたが、たまたまだったのかなと、非常にありがたかったなと思います。これからああいうものが出てくるおそれもなきにしもあらず、特にこういう空き家対策の特措法って町なかなんですね。田舎で例えば一軒家で道路にも面してないところかどうかというところが、言い方は悪いですけども崩れそうになっても、どちらかといえば犯罪の温床とかですね、そちらの場合はですね。町なかだと隣に近接していますから、ああいう物件があった場合は崩れて、例えば道路、県道に行くかもしれない。隣のおうちに行くかもしれないという状況でございました。

そんな中、その後、同僚の今野議員でしたか、シャッターが強風でばたばたして、

それは持ち主の方がやっってくださいみたいなことを言われて非常に憤りを感じられていたと。やはり今私が質問したそのような事案があった場合に対応する条例がないんですよ、今。調べてみたんですけども、例えば保安上危険な建物は建築基準法とか、火災予防だと消防法とかいろいろな面から入っていけるようなんですけども、やはり現状ではああいう物件が出たときに、どうも私はあのときは県と押しつけ合いになっていたのかなと。手が出せない状況になっていたのかなと。であれば何か条例を、景観条例でも何でもいいですし、やはりああいう危険な状況を一時的に防ぐものが必要だと思うんですけど、町長、その辺の必要性については感じられていますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

当然危険なものについては何らかの対処をとすることは考えなければいけないというふうに思っています。今いろんな法律の中でどの法律というんですか、守られている法律というんですか、所有者が守られている。その辺の難しさはあるんですが、危険なものについては当然何らかの対処はしなければいけないと思います。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

何らかの対処はしなきゃいけないんですね。やはり町民の生命、財産、確かにそういう物件も財産ではあるんですが、ほかの人に危害を及ぼすような場合は、例えば最後に頼ってこられるのは行政なのかなと思います。持ち主がいなければですよ。例えば遠くにいるとかですね。そういう場合には、ある程度職員を守るといいうい方でいいんでしょうかね。入っていけるような、要は行って応急処置ができるような、業者さんでもいいですね。そういう条例をつくるべきなのかなと思うところがございます。

今、有志議員と空き家に関する条例の検討会もしているところがございます。その中で入れようと思っているのは安全代行措置とか緊急措置という条項を入れて、とにかく危ないときには何とかすると、一時的にですね。そういう条項も入れていきたい

など今検討しているところがございます。やはり町としても町民の生命、財産を守るという責務がございますから、なるべく迅速にやっていただきたいなと思います。地震も何か最近また起きてきたところがございますので、各課連携して、必要なものはやはり条例化して、町民の皆さんに周知をしていっていただきたいなと思うところがございます。

最後に町長、まとめて答弁いただければ。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

先ほどの返答と重なってしまうんですが、今そういったもので町独自の条例化が一つの、議員さん方もいろいろ検討されていると伺っておりますが、その方法と、さっき言いました特措法を使つての対策、運用というのがございます。最終的にやったときに費用の問題とか、そういったことも出てまいりますので、そういったことについての課題といいますか、そういったことがございますので、その辺も十分踏まえながらやっていかなければいけないと思いますが、今いろいろ検討しておりますのでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

以上で馬場良勝君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時からといたします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番門間浩宇君。

6 番 (門間浩宇君)

お昼をおなかいっぱい食べまして、午後一番で少し眠くなるころですが、少しの間だけお時間をいただきたいというふうに思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして1問質問をしてみたいというふうに思います。

中心商店街の活性化についてというふうなことでございまして、第4次総合計画の中で中心商店街にぎわいプロジェクトがあり、空き店舗や跡地等の有効活用を図りながら商店街としての連続性の復活、店舗の再集積化を図るとあり、さまざまな支援策を講じていることは私も存じ上げているところでございます。しかしながら、一度おりましたシャッターをあけるところまではまだまだ行ってないのではないのかなというふうに思われまして、今回の質問をさせていただいているわけでございます。

第4次総合計画も後期に入り、残り少なくなっているところではありますが、今後の中心商店街の活性化に向けた町としてのカンフル剤的なものが必要と思われまますが、町長のご所見をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）

それでは、門間議員のご質問にお答えをしたいと思います。

初めに、中心商店街の活性化についてのご質問は、平成27年6月定例議会におきまして、門間議員から同様のご質問がございました。中心商店街は商業者の集積として地域経済において重要な役割を担うとともに、地域の暮らしを支える生活基盤として多様なコミュニティー機能も担ってきました。しかし、近年、商業者の高齢化、後継者の問題などが顕在化しているところでございます。大和町第4次総合計画の基本構想に掲げております中心商店街にぎわいプロジェクトは、基本計画の中で商業を中心に経営者の育成、支援の充実のもと、商業集積の拡大や人を呼び込むイベント、仕掛けの充実や、交流空間の整備等によりにぎわいを確保、創出するなど、商業の活性化を図るを基本目標としております。

町では商業の活性化を図る取り組みといたしまして、地域商業の振興及び新たな雇用の創出と商店の活性化を図るため、空き店舗を活用し、出店しようとする新規創業者を対象とした店舗取得・改修推進事業を平成28年度に創設。低迷する商店街へ消費喚起を促し、消費者の生活支援と購買力の町外流出の防止、地元商店街のにぎわいと

地域経済の活性化を目的とした割増商品券発行事業への助成、商店街と連携を密にしたイベントを実施することで集客を図り、商店街のにぎわいを取り戻し、個店の経営発展と若手商工人の連帯感醸成に結びつけることを目的としている大和まると市への助成、その他といたしましては商工会を通しての経営改善などへの支援、中小企業振興資金融資及び利子補給などを行っております。

また、平成30年度からは黒川地域4市町村と連携し、黒川商工会が取り組む創業支援事業への助成を行い、起業家候補の発掘、機運醸成を目的とした創業セミナーの開催や創業に向けて一歩踏み出した起業希望者に対し、個別相談会を実施しております。商店街の活性化を図るため、町ではさまざまな支援策を講じておりますが、店舗取得・改修推進事業により平成30年度末まで飲食業者7軒が創業しており、一度おりたシャッターをあける効果につながっているものと考えております。

また、千坂議員の一般質問にも回答いたしました。大人も子供も老若男女が学び憩い、時には遊びの場としての拠点となる図書館機能等をあわせ持つ多目的な施設が商店街活性化へのカンフル剤となり得る方策と考えております。以上です。

議長 （馬場久雄君）

門間浩宇君。

6番 （門間浩宇君）

ありがとうございました。

私の質問からすれば80点から90点ぐらいの回答の中身でありまして、私としてはほぼ満足はしておるんですが、この場で終わるわけにもいきませんので、1問、2問ぐらいは質問をさせていただきたいなというふうに思うんですが、最後のくだりの中に、店舗取得・改修推進事業により30年度末までに、28年度から始まったんですが、7軒の新しい店舗が生まれたと。飲食業ではあります。ただ、飲食業といっても日中もやっているときもあるのかもわかりませんが、ほとんどは夜の居酒屋さんとか、そういうところがメインなのではないのかなというふうに思っているところですが、町長、その7店舗はシャッターをあける効果には私も若干ではあるが繋がってはいえると思うんですが、吉岡の商店街って私のイメージから見たら、やっぱり前にも言ったように日中の人通りのあるにぎわった町並みを想像するわけですね。そういう意味で非常に効果のある施策だとは思いますが、この事業を続けていってこういう状態であるということは、現時点で町長はいかがなように思っていますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この店舗取得・改修推進事業、7軒の実績ということではありますが、おっしゃるとおり飲食店であります。飲食店ということですので日中にお店をあけている、ランチタイムとかをやっているところもないわけではないのですが、そういったことについてどうなのかということ。飲食店も一つだというふうに思っておりますので、これはこれという言い方もおかしいんですが、飲食店の方に利用してもらうことは大変我々の目的に沿っているというふうに思います。

ただ、一方で、おっしゃるとおり飲食店以外の商店と申しますか、そういったものについてなかなかないのが実態ですので、そういった事業者が出てくるのを期待して誘致と申しますか、そういった声かけというか、そういったことはやっていきたいというふうに思っております。

この事業につきましては、そういった意味で一定の効果が出てきておりますので、これは継続してやっていきたいというふうに思っておりますが、そういったもっと声かけの方法と申しますか、そういったことについては工夫が必要ではないかというふうに考えております。

議 長 （馬場久雄君）

門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

私も同感であります。続けていくべきだろうなど。その上で新たな施策みたいなものも必要なのではないかというふうに思います。

平成27年、4年前の6月議会に私も同じような内容の部分で質問をさせていただきました。活性化についてというふうな質問の中で、さまざまな支援策を今までも講じてきましたが、やっぱり後継者などの問題でなかなか事業自体がうまく回っていないというふうなご回答をいただいて、今後さらに頑張っていきますというふうな答弁の内容で終わったところであります。その中で5年ほど前ですか、提案をさせていただいたんですが、町の駅というふうな部分で、そういったものを設置というか、

やってみたらどうですかというふうなご提案を申し上げて、第4次総合計画の後期に向けて重点事項の一つとして考えてまいりたい、研究をしてまいりたいというふうなご回答をいただいたところでした。

第4次総合計画もあと4年ほどで終わるわけですが、やっぱり後期にも入りまして結が見えてきたわけですから、活性化に向けての最終段階にも入らなければいけないのではないかと。そういう時期に来ているんだろうというふうに私も思います。そういう意味で、先ほど千坂裕春議員の中にもありましたが、図書館機能等をあわせ持つ多目的な施設というものを計画しておられるようですが、先ほど千坂議員の質問の中で、飲食店とまではいかないけれども、コミュニティーのとれるような施設、多賀城の図書館みたいなものというふうな構想もあるようですが、その辺、ある程度具体的な形として現在で町長だけの頭の中にあるのか、商工観光課の部分の、あるいは町全体としての構想みたいなものはあるのかどうなのか、ちょっとその辺お聞かせをいただきたいなというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問であります。先ほど申し上げております多目的なもの等につきましては、まだ私の頭の中といいますか、私の考えの中であります。これについてはカフェというお話もありましたけれども、カフェの機能等も、カフェの機能という言い方がいいんでしょうか、そういったものを含めてというようなイメージはあると思いますが、先ほど千坂議員のときもお話ししましたが、まだまだ固まってない状況。ただ、そういった形で人が集う、憩うという意味での町の中心の施設というイメージは持っているところでございます。

町の駅ということでございますが、そういったものまで含めるか、あの周辺は今案内所とかそういった新しい施設もできております。また、若い人たちで例えば1日のお店をちょっと開いて、1日のお店といいますか、ちょっとやりながらイベントなんかできるようなものがないんですかというような、そういうのがあったらいいですねというようなご提案もあります。

あるいは今まちづくりのほうでいろいろ研究をしているんですが、商店街ではないんですが、小さな企業とか、そういった空き店舗、空き家についてはそういった方々

に来てもらうといたしますか、決して大きな施設でなくてもいいわけでありまして、これはまちづくりのほうで現地を見学とかしながら研究しているんですが、そういったことも含めて、あのエリアといたしますか、商店街といたしますか、活性化をというふう
に考えております。

まだまださっきの多目的施設については具体的にどの場所、この場所ということでも
ございませんし、具体的に決まっているわけではございませんけど、商店街の中心
のシンボリックといたしますか、そういったものになればというイメージといたしますか、
考えを持っておるところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

まだ具体的にはというふうな、町長さんの頭の中での思い描いておられることだ
というところまでは理解しました。でも、やっぱり町長、これじゃあ後期に向けて遅い
と思うんです、そういう意味ではね。現状ではこの第4次総合計画のまちづくりの市
街地の活性化というふうな部分を完遂させるためには、ある程度の計画とかそうい
ったものもでき上がっていていい時期なのではないのかなというふうに思います。

そこで、第4次総合計画の平成35年、ですから令和5年かな、それまでに終わらせ
なくてもいいやというふうなことであればそれはまた別ですが、ただ市街地の活性化
というのは第1次総合計画あたりからずうっと乗っかっている議案なわけですよ。
頑張っていきます、政策を実行していきますとは言うものの、なかなか実りあるもの
になってきていないのが今の旧商店街といたしますか、我が町の中心商店街の吉岡の市
街地なんだろうなというふうに思うんですよ。

そういう意味では、カンフル剂的なものがやっぱり必要ではないのかなというふう
に思って、4年前にも少し、町の駅じゃなくてもいいんですが、そういった人の集ま
るところ、施設を町とか観光協会とか商工会とかで話し合っていていながらつくって
いったほうがいいのではないのかなと今でも思っていますし、さらには今回この問題
を取り上げさせていただいたのは、産業建設常任委員会の立場でも商工会ともいろいろ
話をさせていただいていますし、さらには今月の後半に町長さんの書きかえの時期が
来るわけですね。その中で、先日リーフレットを見させていただいたときに、図書館
機能をあわせ持つ多目的施設をつくっていきますというふうな文面を見せていただ

いたものですから、おっ、やる気になってきたなと思って後押しをする意味において、今回この質問をさせていただきました。

ぜひ実現をしていただきたいと。形は町の駅だろうが多目的施設だろうが図書館だろうが構いません。人の集まる場所にやっぱり消費って生まれるんですよ。その施設の核となる町なり商工会なりがつくって行って、箱物というわけじゃないですが、いろんな形でお客さん呼び込めるような施設をつくってほしい。そこから分散して行って、町の中を散策していただき、消費というものが生まれるようになってくるのではないのかなというふうに思いますが、私と気持ちは一緒なのかどうなのか、ちょっとその辺町長のお気持ちをお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

商店街の活性化につきましては、そのとおり長年の課題であります。私も地元商店街に住んでおりますので、子供のころの商店街と、ずうっと経過をたどりながらの現在をずっと見てきて、実際感じながら毎日を過ごしておるところでございます。

さまざまな施策といいますか、ソフト的な形のもの、これまでいろいろやってきておりますが、効果がなかったということはないと思いますが、もとに戻せるほどの効果がないといいますか、状況だったというふうに思っています。今までそういった箱物といったものについての施策がなかなかなかったということでございますけれども、町の商店街の活性化と、こちらにできてきている新しい町といいますか商店街といいますか、そういう場とかできている中での厳しい環境であるということでございますので、ただ単にお店が頑張ればというものではなくて、おっしゃるとおり人が常に集まってにぎやかな通りといいますか、そういったものが大切だということは前々から思ってきておるところでございます。今回そういう形でそういった考え方を示させていただいております。議員さんのおっしゃるとおりの考え方というふうに思っておりますので、これからこういったものをつくるといいますか、箱物をつくるという言い方も余りよくないかもしれませんが、そういった施設を活用できるような体制にしていきたい。活用していけるような、そしてそういったメインとなる、シンボルとなるようなものをつくって、そして活性化を図っていきたいというふうに考えております。

もちろんそれだけで済む問題ではないと思っておりますし、このことについてはそれができたからそれで済むという問題、どういう効果があるかという問題もあるでしょう。商店街、あるいは商工会、商店、個人個人の考え方、そういったものを聞きながら、皆様のご意見もいただきながら進めなければいけないというふうに思っておりますが、さっきカンフル剤ということで申し上げたところでございますが、そういった一つの大きな起点になるようにということで考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （馬場久雄君）
門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

大体私のない頭の中でも町長と内容的には共有できているのかなというふうに思ひます。ぜひ頑張っていたきたいというふうに思ひます。

やっぱりイベントも非常に大事なんですが、イベントはその日その場の消費活動だというふうに私は思ひますので、そうじゃなくて恒常的な施設なり場所なりを設けるべきなんだろうなど。そこにお客さんを集めて分散をさせていくというのが町のあり方、消費を活性化させるための方策なのではないのかなというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、6期目に向けて町長には頑張っていたいで、また4年間この町の活性化を一つの目標に上げていただいて、今、大和町で財政状況もこんなによくなってきているわけですから、ばくちとは言いませんが、健全な経営をしていきながら健全な形で経営をしていっていただければありがたいんですが、やっぱり使うところにはお金も使っていたいで、場所を提供するなり知恵を出すなり、そういった形でやっていっていただきたいというふうに思ひます。

いずれにしても、この商店街の活性化というのは大和町としても大きな問題であると思ひますし、ぜひ成功させていっていただきたいと思ひますので、そのことから私も後押しをさせていただくということをお約束申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 （馬場久雄君）

以上で門間浩宇君の一般質問を終わります。

次に、3番犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

本日最後の質問であります。お疲れのところ、もうしばらくおつき合いしていただきたいと思います。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず1件目、不妊症・不育症治療費の助成についてであります。

6組の夫婦のうち1組は不妊症で悩んでおり、不妊症は決して珍しいことではなく、身近に迫った問題となっております。

不妊症と定義されている内容は、結婚した夫婦が子供を授かりたいと思い、一般的な夫婦生活を送っているにもかかわらず、1年以上子供を授かることができない状態と言われていています。また、妊娠はするけれども2回以上の流産、死産を繰り返して、結果的に子供を持っていない場合、不育症と呼ばれています。不育症は近年の研究によりますと、適切な治療等により80%以上の方が出産に至るという報告もあります。

不妊治療、不育治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費等の一部を助成することにより福祉の増進を図ることが目的で、治療費助成をしている自治体が多くあります。昨年の6月議会での一般質問に対し、周辺町村の動向を見きわめながら検討していくとの答弁でありましたが、どのように検討をされたのでしょうか。また、仙台市を初め市や町職員の休暇制度を創設する自治体が広がりを見せています。以下の点について本町の取り組みを伺います。

1. 男性、女性それぞれに不妊治療費の助成をしては。
2. 不育症治療費の助成をしては。
3. 町職員が不妊治療を受けるための休暇をとれる制度を創設してはです。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問にお答えをします。

まず、不妊症・不育症治療につきまして、改めてご説明を申し上げたいと思います。

不妊治療には薬物治療や人工授精が中心に行われる一般不妊治療と、この一般不妊治療でも効果がなかった場合には体外受精や顕微鏡授精を行う特定不妊治療がございます。また、流産を繰り返す場合には、薬物治療等による不育治療が行われておりま

す。これらの不妊症・不育症治療には保険が適用されておりませんので、不妊治療は1回当たり最低でも30万、不育治療では出産するまで60万円から180万円費用がかかると言われております。

宮城県では、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を目的に、体外受精や顕微鏡授精などの特定不妊治療費の一部として1回当たり7万5,000円から30万円、初回の加算を含むものでありますが、30万円の助成を行っておりますが、不育治療に対する助成は実施しておりません。

また、県内の市町村におきましては、宮城県の助成決定を受けた夫婦を対象に、宮城県の助成額に加算する形で1回の治療につき治療方法によって5万円から20万円の上限額を設け、助成をしている市町村が多くなっております。不育治療の助成につきましては、宮城県同様助成を行っている市町村はない状況でございます。

ご質問の1要旨目、男性、女性それぞれに不妊治療費の助成をしてはありますが、不妊治療に対します助成制度につきましては、現在準備を進めておりまして、来年度からスタートしてまいりたいと思います。

次に、2要旨目の不育症治療費の助成をしてはのご質問であります。不育症につきましては国の研究が進み、リスク因子が特定できるものは治療方針がある程度確立されてきました。リスク因子によっては研究により有効性、安全性なども確認され、医療保険が適用になる治療もありますが、検査をしても異常がなく、偶発的に流産となったケースが多く、いまだ治療方法が確立されていない状況であり、助成事業の内容等に関しましてはこれから検討がなされていくものと考えております。不育治療につきましては、いまだ6割以上の原因が特定できないことから、原因の究明、有効な治療方法が研究されておりますので、本町におきましても動向を注視してまいります。

次に、3要旨目の町の職員が不妊治療を受けるための休暇をとれる制度を創設してはありますが、職員が不妊治療を受けるために休暇を取得できる制度を創設している市町村は、県内では仙台市がことし4月から導入を開始しており、ほかにも近県では福島県南相馬市、岩手県山田町などが実施しているようであります。

不妊治療につきましては、原因や治療内容にもよりますが、頻繁な通院や治療の影響で体調不良を来すなど、身体的、精神的な負担が伴い、仕事面への影響が生じる可能性があります。治療期間が長期にわたることで治療と仕事の両立が難しくなる場合もあります。不妊症治療に対する休暇制度の創設につきましては、治療と仕事の両立の一助となることに加え、職場内の不妊治療に対する理解を深めることにもつながりますことから、県内のほかの市町村の動向も見ながら、本町における休暇制度導入の是非

を検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

全国的に未婚率の上昇や晩婚化、また晩産化の傾向が顕著にあらわれており、経済的な理由や個人の価値観の変化等が少子化の要因と考えられるのではないかと思います。人口減少社会が目前に迫っている現在の状況で、少子化対策は喫緊の課題であると思います。今、この1要旨目の男性、女性それぞれに不妊治療費の助成をしては、現在準備を進めており、来年度からスタートしてまいりますという答弁でありましたが、男性、女性どれくらいの助成を考えているのかお聞きいたします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

助成の額ということでございますが、これはいろんなケースがあるようでございます。ケースと申しますか、治療の方法がですね。そういったこともありますので、その辺の研究もしながら、あるいは県のランクづけとか、そういう治療によっての違いとかでいろいろ差があるようでございますけれども、そういったものをもう少し勉強して、ほかの市町村とかも勉強させていただきながら考えてまいりたい。今の段階で幾ら幾らというところではなくて、今準備を進めておりますので、4月には間に合うようにしっかりやってまいりたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

4月間に合うようにということでありましたので、ぜひご期待をしたいと思います。本町として子供が生まれるピーク、出産する人たちのピークが過ぎたのではないかと心配の声がありますが、ここ数年の出生数と、あと合計特殊出生率はどのようにな

っているかをお聞きしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

出生率とかですか。数字的なこと。

3 番 （犬飼克子君）

はい。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

統計的なことですが、課長より答弁させます。

議 長 （馬場久雄君）

健康支援課長櫻井修一君。

健康支援課長 （櫻井修一君）

ただいまの犬飼議員さんの質問にお答えしたいと思います。

本町の出生数なんですが、30年度は239人ということでございます。29年度につきましては269人でございます。

それから、人口統計上の指数で合計特殊出生数とあるんですが、これにつきまして県のほうに確認しましたら、詳細は30年度はございませんが、29年度については1.70、28年度につきましては1.68という形で県のほうから聞いております。宮城県全体につきましては、1.30ということでございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

3 番犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

ただいまの出生数なんですが、平成27年から30年までの4年間で76人、毎年約30人ずつ出生数が減っているんですね。合計特殊出生率は県や全国平均から上回っていま

すが、たった4年間でこのように減っているということは、本当に人口減少社会に向かっているのではないかと考えられます。

未婚率も大和町で出しているかどうかお聞きしたんですが、大和町では出していないということで、近隣を調べましたところ、仙台市で未婚率を出しているということでありましたので参考にしたいと思います。ちょっと古いデータなんですけど、平成7年から平成22年にかけて男女とも未婚率が上昇しており、女性の場合20歳から24歳の未婚率は年々増加し、平成22年の20歳から24歳の未婚率は92.1%、まだ結婚していない方がいました。25歳から29歳については、平成7年は51.7%でしたが、平成22年は62.3%と、10%以上上昇しております。30歳から34歳については、平成7年は22.7%でしたが、平成22年は36.5%と、13.8%上昇しております。出産の適齢期と言われるこの時期の未婚率が上昇をしております。約9年前のデータなので、もっと未婚率が上がっているのではないかと考えられます。

そして、母親の年齢別の第1子の出生数も仙台市を参考にお聞きしたんですけども、平成21年から25年までの5年間で20歳代の出産が大きく減少し、30歳代での出産が増加をしております、晩産化の傾向が顕著にあらわれております。晩婚化、晩産化は全国的な傾向であり、高額な不妊治療費の経済的支援に所得制限の撤廃や助成をする金額の増額、また治療対象の拡大など、自治体独自で特定不妊治療支援事業の上乗せや一般不妊治療費の助成事業を導入して、各市町村が助成を拡充しておりますが、県内の35の市町村で不妊治療費の助成事業を導入していないのは本町とわずかの市が残っているだけですが、来年からスタートするということですが、もっと早く助成の決定をすべきでなかったのかどうかをお聞きいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

もっと早くということがございますけれども、政策について町独自でいろいろそのほかのことも考えながらやっているところがございますので、大和町はちょっとおくれたようがございますが、来年度、令和2年度からスタートということでよろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

常任委員会の視察で、不妊治療を学ぶために北海道美瑛町に行ってきました。美瑛町では不妊治療を受けている方への北海道の特定不妊治療費助成事業の上乗せとして費用の一部を助成していますが、特定不妊治療では7万5,000円から15万円を上限に助成をしております。

男性の不妊治療では、体外受精、顕微授精を行っています。一般不妊治療費では、年間5万円を上限に助成事業を導入しております。本町においても一日も早い段階での導入を検討することを期待して、次の質問に移らせていただきます。

2点目の不育症治療費の助成制度の導入についてですが、不育症は妊娠はするものの、流産、死産を繰り返すことであります。先ほどの答弁では、本町におきましても動向を注視してまいりますという回答ですが、平成27年度に厚生労働省に研究班が立ち上がり、研究が進み、今では多くの原因が解明され、治療が開発されております。原因不明の難病とされておりましたが、適切な検査と治療を受ければ約8割の方が出産までたどり着けるようになりました。

不育症の専門医によりますと、流産は決してまれな出来事ではなく、妊娠したことがある全部の女性のうち約40%の方は1回以上の流産を経験しておるということです。2回流産の経験者は約4%、3回の流産は0.8%ということであります。さらに近年の結婚、妊娠年齢の高齢化に伴い、流産は増加の傾向であります。治療費助成はその現状を踏まえた対策であり、不育症とわからず、治療を受けることなく流産を繰り返してしまう人や、出産を諦めることがないよう、不育症で悩む人への希望となる支援の手を差し伸べることが必要ではないかと考えます。大和町の将来のまちづくりにかかわることでもあります。しっかりと取り組むべきではないかと考えます。不育症治療費の助成制度の実現を強く求めますが、ご所見をお伺いいたします。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

不育症治療についてということでございます。

議員お話のとおり、随分不育症の原因は解明されているといえますか、研究が進ん

でいるというふうに聞いております。ただ、全体ではまだまだ見えない部分はあると
いますか、わからない部分はあるということで、今そういったものについてのいろ
いろ研究がなされているというふうに伺っております。

補助するに当たりましては、一定のそういった基準といたしますか、そういったこと
がどうしても出てくるというふうに思っておりますので、原因がわからないというこ
とに対しての補助というものについて、原因が不育なのかどうかもわからないという
形になってくるということも考えられると思いますので、やはり一定の基準といたしま
すか、原因の究明といたしますか、そういった原因がきちっとわかる段階でないと、補
助というものについての考え方として曖昧な部分が出てきてしまうところがございます
。先ほども申しましたが、今、国のほうでもやっておられるということでありま
すし、いろいろ研究されておるといことでございますので、そういった研究の進み
方、早く解明されればよろしいわけですが、そういったものを見ながら考えて
まいりたいというふうに考えています。原因の究明ということについては、まだ明確
でない部分があるといことでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

年間30万件の自然流産のうち、治療対象になる患者に不育症の治療を施せば5万
7,000人の赤ちゃんが救えるということでもあります。体外受精で生まれる子供の数よ
り多いそうでもあります。1年間の総出生数の5%から6%は不育症治療により出生す
ると言われています。命を育む新たな事業として、この不育症治療費の助成制度の導
入を目指すべきと考えますが、もう一度お聞きしたいと思ひます。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほどの答弁と同じことになるわけでございますけれども、そういった効果のある
部分は今議員のお話のとおりだといふふうに思っておりますが、まだまだ不明の部分
があるといふふうに聞いておりますので、助成をするに当たりましては、そういった

部分についての整理をしなければいけない部分はあるというふうに思っています。やらないということではなくて、そういった研究の動向を見きわめながら考えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

議 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

次に、休暇制度についてお聞きいたします。

仙台市は2019年度、ことしの4月1日から、市の職員が不妊治療を受けるための休暇をとれる制度を創設しました。最長6カ月間、男女とも取得可能で、年齢制限も設けないそうであります。治療と仕事の両立に悩む人が多い中で、職員が働き続けられる環境を整え、離職を防ぐ狙いがあるそうであります。同様の制度は福島県の南相馬市、また静岡県島田市、あと鳥取県鳥取市、熊本市などが導入をし、広がりを見せております。仙台市労務局によりますと、制度の対象は市の正職員で、医師の診断書と治療計画の提出が必要だそうであります。休暇期間は無給ではありますが、治療のペースに合わせて分割して取得できるほか、時間単位で取得し、時短勤務のような形で働くこともできるそうです。そして、この休暇制度の名称は介護休暇とあわせて家庭支援休暇として不妊治療を目的と周囲に知られないよう配慮しているそうであります。

不妊治療は精神的、また体力的に負担が重く、頻繁な通院も必要となりますし、周囲の理解不足がまだまだあるそうであります。働く男女を対象にした調査結果では、治療経験者は13%いるそうです。うち仕事と両立できず離職した人は16%に上るそうであります。女性の問題と思われがちですが、男性が治療を受けるケースも多くあります。晩婚化や女性のキャリアアップが進めば、こうした支援のニーズが高まると思います。優秀な人材を確保するのも大変ですし、子育て支援に力を入れている本町の取り組みとして、ぜひ休暇制度の導入を求めますが、この辺もう一度お聞きいたします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

休暇制度ということですが、先ほど家庭支援休暇ということで介護等々と同様のというのがあります。そういったこともありますので、いろいろ研究してまいりたいというふうに思っておりますが、休暇制度の是非というものについて、今もそういう形でやっておられるかどうかというのは、私そのとおり、なかなかそういう治療をやるから休むとかというものについて把握といいますか、状況がございますので、そういった環境のことも考えながらやっていかなければいけないんだというふうに思っています。そういったものも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（馬場久雄君）
犬飼克子さん。

3 番（犬飼克子君）

2 件目の質問に移らせていただきます。

新生児聴覚検査の助成についてであります。

赤ちゃんの聴覚検査を促すため、費用を助成する自治体がふえています。検査には、寝ている新生児にイヤホンで小さい音を聞かせて脳波を調べる方法などがあります。難聴の新生児は1,000人に1人から2人いるとされ、聴覚検査で発見できれば早期に適切な療育や支援を始められ、言葉の発達などの悪影響が抑えられます。厚生労働省は2016年3月、全国の自治体に公費助成を積極的に図るように通知をされたとお聞きしています。その後、取り組みが進展し、昨年度までに市区町村の37.5%が導入し、今年度中に43%までふえる見込みと言われております。

日本産婦人科医会では、助成制度があれば検査実施率が高くなる傾向がある。どこで生まれても同じように助成を受けられる体制づくりが必要と話しておりますが、本町の取り組みを伺います。

議長（馬場久雄君）
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、新生児の聴覚検査の助成についてのご質問でございます。

新生児期に発見されます聴覚障害につきましては、早期に適切な支援を開始するこ

とで、コミュニケーションの形成や言語発達の面で大きな効果を得られますことから、早期の検査が重要となります。そのため国におきましては、初回検査を生後3日以内に実施すること、またその結果により確認検査を生後1週間以内に、そして精密検査が必要な場合は遅くとも生後3カ月ごろまでに行うこととしております。初回及び確認検査の方法は、新生児にヘッドフォンを装着し、音に対する脳の反応を見る方法、自動ABRというそうですが、こういった方法と、小さなスピーカーやマイクを耳の穴から入れて反射音を調べる方法、OAEの2通りがあり、どちらも新生児が眠っている間に行うもので、負担はありません。

まず、国の取り組みであります。平成19年に都道府県及び市町村に通知した新生児聴覚検査の実施についてを平成28年3月に一部改正し、市町村等の役割が示されております。それによりますと、新生児聴覚検査の公費負担、母子健康手帳等を活用した受診状況の確認と受診勧奨、受診結果の把握と要支援者への適切な指導・援助の3項目の実施に努めることとされております。このほか、出産後に早期の検査を促すため、保護者に対して母子健康手帳交付時及び母親学級の機会に検査項目や検査方法を周知、啓発すること。また、医療機関には検査体制の整備や検査機関との連携について、日本産婦人科学会を通じ協力を求めています。

次に、本町の取り組み状況であります。出生後の新生児訪問、4カ月から5カ月児すくすく健康診査の際に母子健康手帳の記載内容を確認し、新生児聴覚検査の実施の有無、検査方法や検査結果を把握し、その結果に応じて保健師が継続支援を行い、受診や療育の勧奨に努めています。

今後の公費負担のあり方につきましては、新生児聴覚検査の負担が医療機関によって大きく異なっておりますので、国及び県、あるいは他町村の動向を注視しながら実施の方向で検討してまいります。以上です。

議長 (馬場久雄君)
犬飼克子さん。

3番 (犬飼克子君)
今の答弁で、国及び宮城県、ほかの市町村の動向を注視しながら実施の方向で検討してまいります、実施の方向でやっていくという認識でよかったですでしょうか。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

はい、実施の方向で検討してまいりますということでございます。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

実施の方向でやっていくということなので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、本町では検査結果は全て把握されているのかと、あと支援に結びつけるような、そういうお子さんはどれくらいいるのかをお聞きしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

本町の取り組みは、先ほど申しました新生児訪問、あるいは4カ月から5カ月の検査の際に確認をしているところでございますが、数値的なものについては課長からお答えします。

議 長 （馬場久雄君）

健康支援課長櫻井修一君。

健康支援課長 （櫻井修一君）

ただいまの犬飼議員さんの質問にお答えいたします。

新生児の聴覚検査の検査の有無につきましては、すすく健診並びに新生児訪問の際に、先ほど町長が申したとおり、うちのほうで職員がチェックはしておりますが、数字が幾らかというのはちょっと把握しておりませんので、済みませんがお話しすることはできません。その後も検査の有無を調べまして、その後については保健師が指導なり治療の勧奨なり、そういったものをしておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 (馬場久雄君)
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)
数は掌握していないということですが、検査を受けていない子に対する対策の周知、啓発など行っていただきたいと思います。

全ての新生児が聴覚検査を受けることが重要でありますし、そのためには経済的負担の軽減を図ることも課題であります。聴覚障害の早期発見、そして適切な療育のために、全員がひとしくこの検査を受けられるように早期の対応を望みまして、最後の質問に移らせていただきます。

議 長 (馬場久雄君)
3件目に入りますか。

3 番 (犬飼克子君)
はい。

議 長 (馬場久雄君)
暫時ここで休憩します。
休憩の時間は10分程度とし、再開は午後2時10分からといたします。

午後1時58分 休 憩

午後2時09分 再 開

議 長 (馬場久雄君)
再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
3番犬飼克子さん、3件目の質問をお願いします。

3 番 (犬飼克子君)
3件目の質問に入らせていただきます。

食品ロス削減についてであります。

まだ食べられるのに捨ててしまう食品ロスの削減を目指す食品ロス削減法が成立いたしました。政府や自治体、企業の責務や消費者の役割を定め、国民運動として問題解決に取り組むことが必要であります。食品ロス削減に関する理解と関心を深めるため、毎年10月を食品ロス削減月間とすることが盛り込まれましたが、本町の取り組みを伺います。

1. 消費者や事業者への教育や学習の振興、知識の普及や啓発はどのように進めていくのか。

2. 食品関連事業者の取り組みに対する支援をどのように進めていくのか。

3. 食品ロス削減で顕著な功績を残した人や団体を表彰するとともに、フードバンクの活動支援はどのように進めていくのかをお聞きいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、食品ロス削減についてのご質問にお答えいたします。

初めに、食品ロスの削減の推進に関する法律ですが、この法律は令和元年5月31日に、令和元年法律第19号として公布されたものであります。政府は6月7日、法律が成立後に初の関係省庁会議を開き、10月の施行を目指すことを確認しております。施行後は基本方針案を作成する推進会議を開き、有識者の意見を踏まえ、パブリックコメントを実施した上で、①としまして食品ロスの削減推進の意義及び基本的な方向性に関する事項、②としまして食品ロスの削減の推進内容に関する事項、③その他食品ロスの削減推進に関する重要事項を定め、内閣総理大臣が基本方針の案について閣議決定するもので、本年度中に閣議決定することを目標としているものです。

この政府の基本方針をもとに、都道府県は都道府県食品ロス削減推進計画を定めるように努めなければならないとあります。さらに市町村は、都道府県の都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとありますことから、1要旨目と2要旨目につきましては国や県の基本方針が定まってから、本町でも大和町食品ロス削減推進計画の作成に取り組むように努めてまいります。

次に、3要旨目についてでもありますが、国及び地方公共団体は食品ロスの削減に

関し、顕著な功績があると認められる者に対し表彰を行うよう努めなければならないと規定されておりますので、そのような方や団体がおります場合は、大和町表彰候補者選考事務取扱要領及び表彰基準を改定しまして、大和町表彰式で表彰するように対処してまいりたいと考えております。しかし、いずれにいたしましても基本方針の策定後になるものと考えております。

また、フードバンクの活動支援につきましてですが、まず本町で現在フードバンク活動事業をしている団体はありませんが、ネットトヨタ仙台とみや大和店に設置された食品回収フードボックスに寄附されたレトルト食品や米、お菓子などの提供を受けて活動している富谷市のNPO法人のふうどばんく東北AGA INがあることは承知しております。このようなフードバンク活動をする団体等が本町に設立された場合には、本町で操業している食品関係企業などへ活動趣旨を説明し、仲介するなどの支援をしてまいりたいと考えております。

また、設立に関する相談があった場合には、宮城県がフードバンク活動を行う団体に対し、活動経費を助成するフードバンク活動支援事業制度がありますので、紹介をしてまいりたいと思います。以上です。

議長 (馬場久雄君)

3番犬飼克子さん。

3番 (犬飼克子君)

再質問させていただきます。

まだ食べられるのに捨てられる日本の廃棄量は643万トン、またこのうち事業系が352万トン、家庭からは291万トン、全体の約45%に上っております。国連が食料難で苦しむ国や機関などに支援した2年分に食品ロスが相当するとのことでもあります。この現状から、食品ロス削減の問題解決のために、5月24日、食品ロス削減推進法が参議院の本会議で全会一致で可決、成立されました。この法律は、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取り組みと定義して、国や自治体、消費者や事業者が一体となって取り組む国民運動と位置づけられております。

国が定める基本方針を踏まえて、地方自治体に削減推進計画を策定するよう努力義務が課せられておりますが、この法律の基本的施策の一つには、消費者、事業者に対する教育、学習の振興、知識の普及・啓発等が明記されております。未来を担う子供たちに、この法律をきっかけに食品ロス削減の意識を高めてもらうことが重要だと思

います。

荒川区では、小学生向けの食品ロスリーフレット「合言葉はもったいない」を作成しているそうであります。そして、区内の小学生に配付をしておるそうであります。ご家庭で子供さんと一緒に食品ロスについて考えてみませんかと呼びかけ、普及・啓発に力を入れているそうであります。先ほどの答弁の中に、国や県の基本方針が定まったからということでありますが、ぜひこの荒川区を参考にすべきと考えますが、この点いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今そういったことについてであります。まず食品ロス削減推進計画というものを町でつくって基本的な考え方をやるんだというふうに思っています。荒川区は先行しているのかもしれませんが、さっき言いましたけれども、国から県、県がつくって町ということですので、まずそれをつくるといいますか、そこが基本になってくるのではないかとこのように思います。

それぞれの地域でいろんな事情がございますので、法律がある前にそういったものについて、例えば給食が残るとか、そういった環境でそういうものを初めにやりましようとかといういろんな環境があるんだというふうに思いますので、それぞれの地域地域での状況に応じてそういったことが進められているものの一例が荒川だというふうに思っています。

大和町といたしましては、先ほど申しましたけれども、今、国から県に来て、県から町に来てという、そういった一つの流れと申しますか、そういったもので作成に取り組むように努めなければならないものについて、まず取り組んでまいりたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

きのうのニュースで、食品ロスやプラスチックごみによる海洋汚染など環境問題への

関心が高まる中で、仙台市でごみの減量やリサイクルについて学ぶというイベントのニュースがありました。このイベントは、27の企業や団体がブースを設けて、このうち形や大きさが規格外で店舗に出荷できなかった野菜を販売しているブースには、ふぞろいながらも県内でとれた新鮮なナスやタマネギなどが並んだそうであります。70代の女性は、安いし鮮度がいいのでたくさん買いましたと言っていました。また、食べ物が高貴になる災害時などを思うと、食品ロスは減らさなければいけないと思うと話しておりました。

このように、子供から大人まで関心を持っていただくような企画を持ってはいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういった企画も大切なことだというふうに思います。大和町でもパン屋さんで形の悪いものとか、そういったものを売っておられるところもあります。そういったものは随分前からやっておられまして、そういった食品ロスの対応を行っています。

それから、おっしゃるとおり形の悪い野菜ということないんですけれども、真っすぐじゃないとか規格外とか、そういったものについてお店では置かないというような話も聞いております。そういったものについては、例えば家庭でもそういったものについて、自分でお野菜をつくっていただければ全部食べると思うんですけど、そういった家庭内での勉強といいますか、そういったこともできるんじゃないかなというような思いもあります。

食品ロスと今の話はちょっと離れるのかもしれませんが、ああいった感覚は少し変えたほうがいいと思います。形がよいものでなければ売れないとか、あれはもったいないと私も思っております。かえってそのほうがおもしろいという言い方もあれですけど、例えば給食センターなんかに聞きますと、真っすぐでないとか機械的に切れないとか、そういったこともあるようでして、いろいろ難しさはあるんですけども、野菜とかそういったものについてはもったいないなという部分が私も常に感じております。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

次の質問に移らせていただきます。

2要旨目と3要旨目、ちょっと通じるので一緒に質問させていただきます。

食品ロス削減の取り組みの一つに、フードドライブというものがあります。フードドライブとは、家庭などで眠っている食料品を提供していただいて、フードバンク団体を通じて被災者や生活困窮者の支援を行っている団体や施設等に寄附するものであるそうであります。私たちにとって身近でできる食品ロス削減行動やごみの減量にもつながるものと考えます。

ネットヨタ仙台とみや大和店にも設置されています食品回収フードボックス、わからなかったのもので、このような活動しているということも広報等などで紹介していただければいいのではないかと思います。今後、食品ロス削減月間と定めた毎年10月はもちろんのこと、贈答品の多い時期など長期間のフードドライブの実施を推進すべきではないかと考えます。

また、飲食店などの事業者に対しての食品ロス対策もしっかり削減計画に今後盛り込んでいただきたいと思います。ご所見をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

フードドライブという形のものについては、さっきお話がありましたネットヨタ仙台とみや大和店でやっているということでございます。ネット系でもあそこしかやってないんですかね。そういう形でやっておられるということでございます。こういったことをPRといいますか、私も今回初めてわかったんですが、そういう活動をネットさんでやっているんだなというのを初めてわかりました。機会があれば報告をということでございますが、そういったこともあるんだと思います。

いろいろな取り組みについて今おっしゃっているようなこと、そういったことはさっき言いました計画の中に盛り込んでやっていくというふうに考えておりますが、例えば飲食店をやった場合に乾杯をする前にどうのこうのとか、あとは終わりの締めの30分前に席について食べましょうとか、そういった運動もあって、ちょっとやったこ

ともありますけれども、そういったことを地道にやるということも必要なんだと思っています。いろんな場所でそういった無駄というのはあるというふうに思っているとか、目にするところもありますので、そういったことについて食の大切さといえますか、そういったものについては、子供たちにもまずそういったものの大切さを知ってもらおうといえますか、給食もそういった形で食べてもらうとか、そういったことも大切なんだろうなと。ロスということよりも大切ということを教えることも大事なんだろうなと思います。

いずれ削減推進計画、こういったものを立てていく中で、そういったさまざまな課題等も出てくると思っていますので、そういったものも織り込んだ中の計画を立て、そしてその後にといいますか、今実行されている部分もあると思いますけれども、啓発等々も進めていきたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

法律が成立する前から私も一般質問で取り上げさせていただきましたが、さっき町長さんは乾杯した後の30分と、あと最後の10分間は自分の自席でおいしく料理をいただきますという3010運動ですが、自治体によっては宴会の食事を残さない3010運動を展開しております。また、ニュースでもありますが、大手コンビニでは消費期限の迫ったお弁当などを販売する際、顧客にポイントを還元する仕組みを全店に導入したりしているとお聞きしております。

この3010運動、本町でもぜひ実施していくように町として取り組んでみてはいかがかと考えますが、この点はいかがでしょう。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

3010運動、そういった活動はすばらしい活動だと思いますが、宴会という、実際乾杯した後いろいろついで回るとか、飲んじゃうと30分前に落ちついてといてもなかなか難しいところがあります。意義としては非常にいいことだと思いますけれ

ども、それぞれ町の地域性とか地域の問題もあると思いますので、一概にこれをやれということにはなかなか難しいのかなど。そういったことで大切にしましょうということの啓発等々はあるんですが、これをみんなしてやりましょうとはなかなか言い切れないところも、私個人の話になっちゃいますけど、あるような気がしております。皆さんのご意見はいかがなものでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）
横浜市では、小盛りメニューの提供や、あとお持ち帰りの対応など、食べ残しを減らす取り組みをしている飲食店等を食べきり協力店として登録するという取り組みを進めているそうであります。こういう取り組みはどのようにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
そういう取り組みも大事なことだというふうに思います。いろいろ飲食店でもありますけれども、これはお持ち帰りにならないでくださいとか、シーズンのものもあるんでしょうね。そういったこともあるわけがございますので、そういう活動というのは一つの方法だというふうに思います。ただ、全てにそれが当てはまるかという、いろいろ課題といいますか、そういったこともあるんだろうなと思います。一つの方法としては、いい方法でやっておられるというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）
国連が2016年に採択した持続可能な開発目標、SDGsにも、2030年度までに小売、消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させることが掲げられております。国際的な課題でもある食品ロス削減の取り組みは、人間の安全保障の理

念に基づくSDGs、持続可能な開発目標の推進につながっていくことになると思いますので、大変重要であると考えます。食品ロス削減に関する理解と関心を高めていけるよう、さらに削減に向けた取り組みを加速させて、削減推進計画についても国と県から来たならば、しっかり町としても策定をしていただきたいと思います。

最後に、この取り組みに向けた決意をお聞きいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

食品ロスということについて、大事なことだというふうに思っております。

いろんなロスがありまして、食品だけではなくて、さっきおっしゃった資源関係とかビニールの問題とか、そういったものが非常にあって、必要なんでしょうけれども無駄な部分もあるんだと思っております。町で取り組むという部分もありましょうし、国、さっき言った世界の取り組みもあるということで、これはみんなして意識していかなければいけない環境問題だというふうに思っております。

先ほど申しました食品ロス削減推進計画は、国・県というあれはあるわけですが、そういったものを受けて、大和町としてもそういった環境の整備といいますか、そういったものにしっかり取り組める計画をつくってまいりたいというふうに思っています。

議長 長 （馬場久雄君）

以上で犬飼克子さんの一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

再開はあしたの午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後2時31分 延 会